

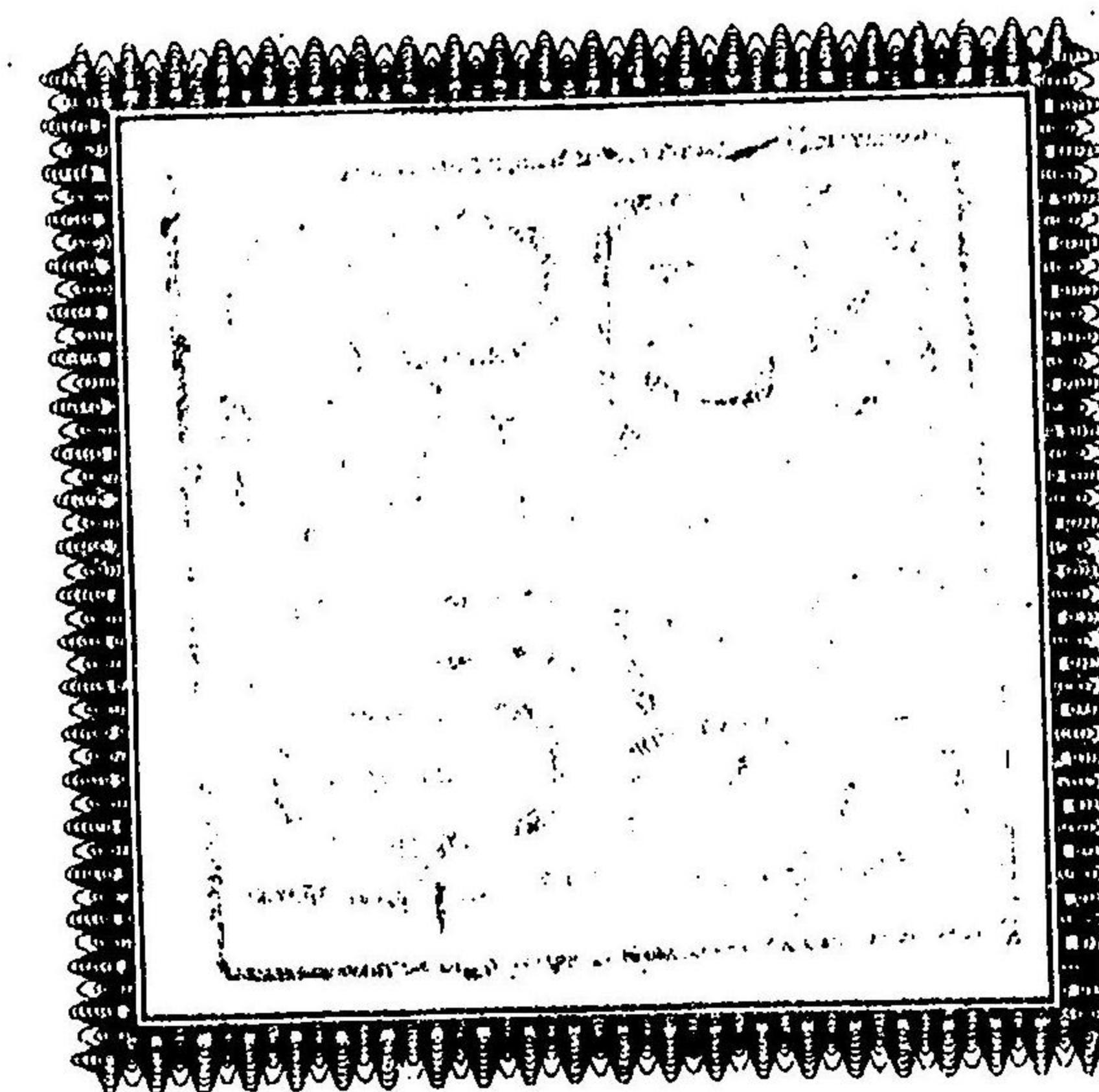
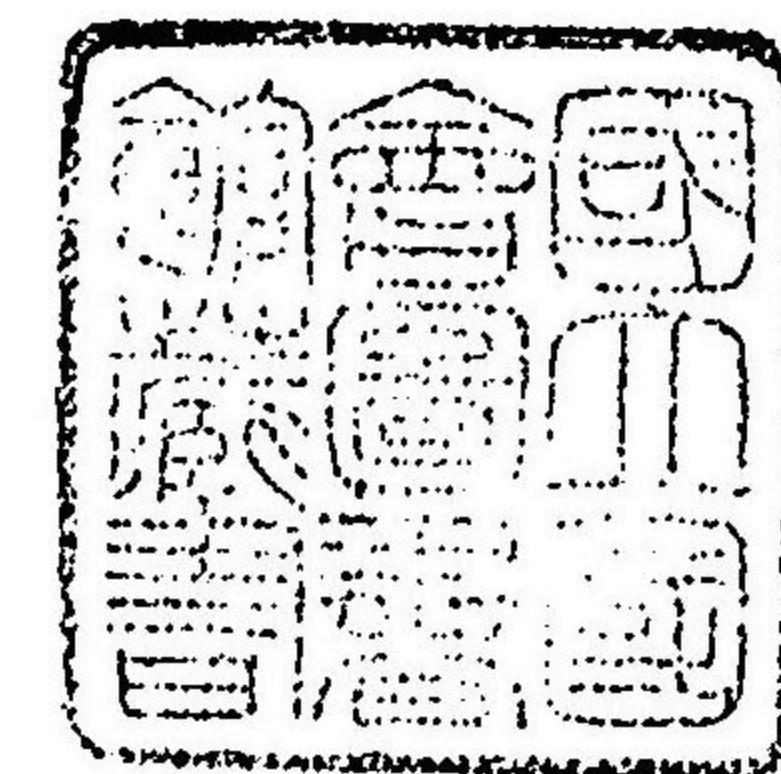
首卷

賀茂真淵全集

贈正四位賀茂真淵翁著



12.24 KK



112763



萩野山之氏藏

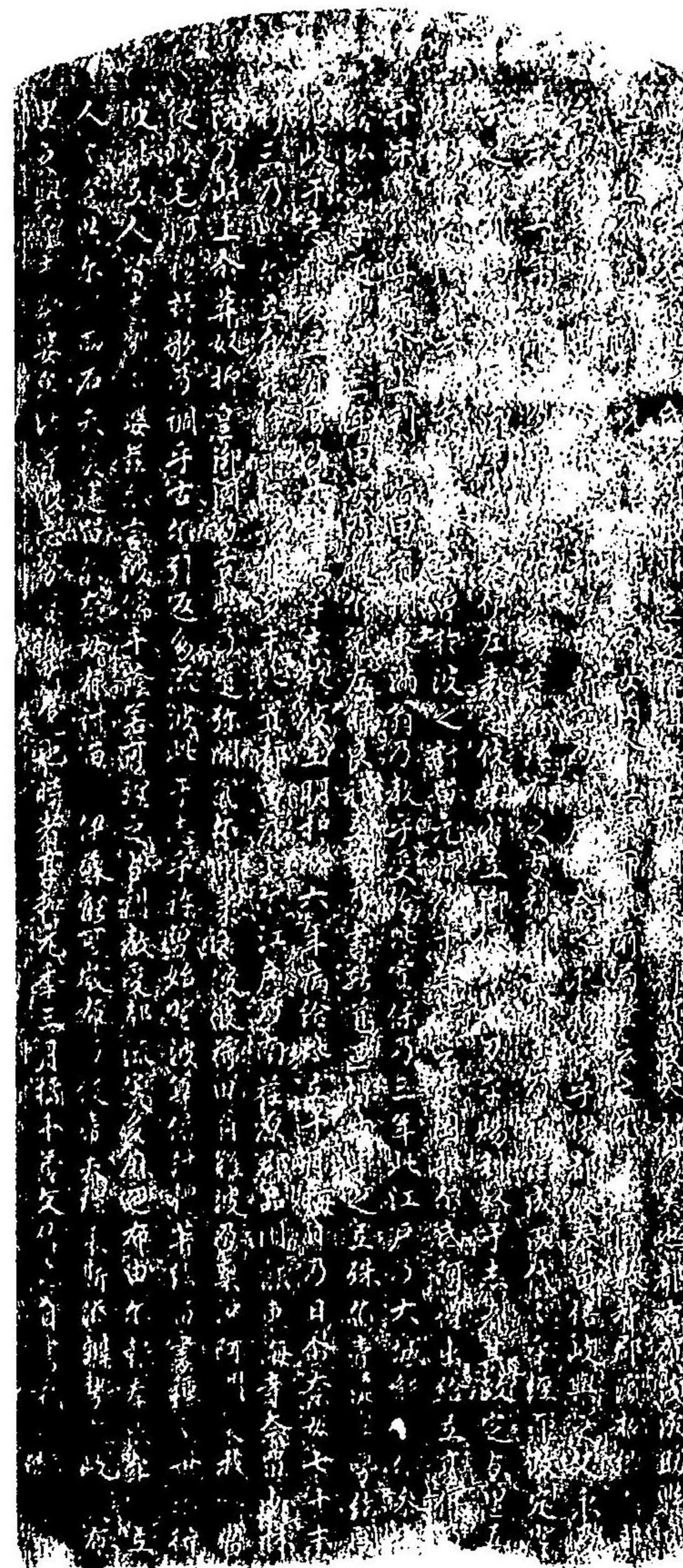
中村の写真

中村
中村
中村

關根正直氏藏

夏日
渡河原山采花朝日子
御影也支六月迺空直側

黑川真道氏藏



賀茂真淵先生碑文

縣居于志名者真淵氏者賀茂縣主遠津祖者山城國愛宕郡賀茂大神乃美也都古賀茂成助縣主也成助乃奇片岡能祝奈理之師重乃女内爾仕奉而筑前局登云之爾遠江國敷智郡濱松鄉岡部乎賜利之乎彼岡部爾齋比末都禮留新宮乃神戸登奈之永新宮乎伊都伎奉留倍岐與之文永乃十末里一年彼命婦乃弟師朝爾美許等能理有之興利則其新宮乃祝登成而代々乎經而政定登云之波引馬能原迺御軍爾從奉爾伊佐袁志伎業有互御佩乃大力乎賜利奴于志者其政定與里五繼乃孫定信登云留我真子爾豆曾於波之計留元祿乃十年登云爾岡部爾氏阿禮出給豆享保乃十未里八年京爾上利豆荷田宿禰東滿翁乃教乎受給比寬保乃三年此江戸乃大城能下爾參來給比之乎延享乃三年田安乃殿爾免左解良禮互古乃書乃道迺博士等之互殊爾賣泥左勢給閉理岐于志齡老豆寶曆乃十年仕乎志叙伎互明和乃六年病給比互十月晦日乃日爾奈母七十末利三乃齡爾豆身罷給氣留豫能多末比置都留麻々爾江戸乃南在原郡品川能東海寺奈留小林院乃山上爾葬奴抑皇御國乃古學乃道彌開氣爾開氣之波彼荷田翁難波乃契冲阿闍梨我以當徒岐毛阿禮杼歌乃調乎古爾引返多流波此于志乎許曾始登波尊倍計禮著給留書種々世爾行波禮互人皆志例々婆茲爾言波儒千陰若可理之興利教受都流美多麻迺布山爾報奉良車登互人々登共爾謀而石夫美建留爾奈母有計留伊蘇能可微布留伎帝夫理袁斯流辨勢之岐美布里之與乎志努婆卒比等波志努婆謝羅免也時者享和元年三月橘千蔵文乃大藏

叔井筒

大藏 則列

前局一期之後者
道久齡及八旬御
日知行送年序之山
道久一期之後任
相達且可抽御所
前執達如件
前周防守判
門新宮領也殊令神
惣之以狀

第一族也永祿年中
來于岡部雖而有政久之姻結姻緣相續於當家賀茂氏也

來于岡部雖而有政久之姻結姻緣相續於當家賀茂氏也
政定年來隨
家康公命勤勞元龜三年三方原合戰之刻大久保七郎右
衛門忠世之於火燭山之屯戰炮纏十六挺也因茲政定引

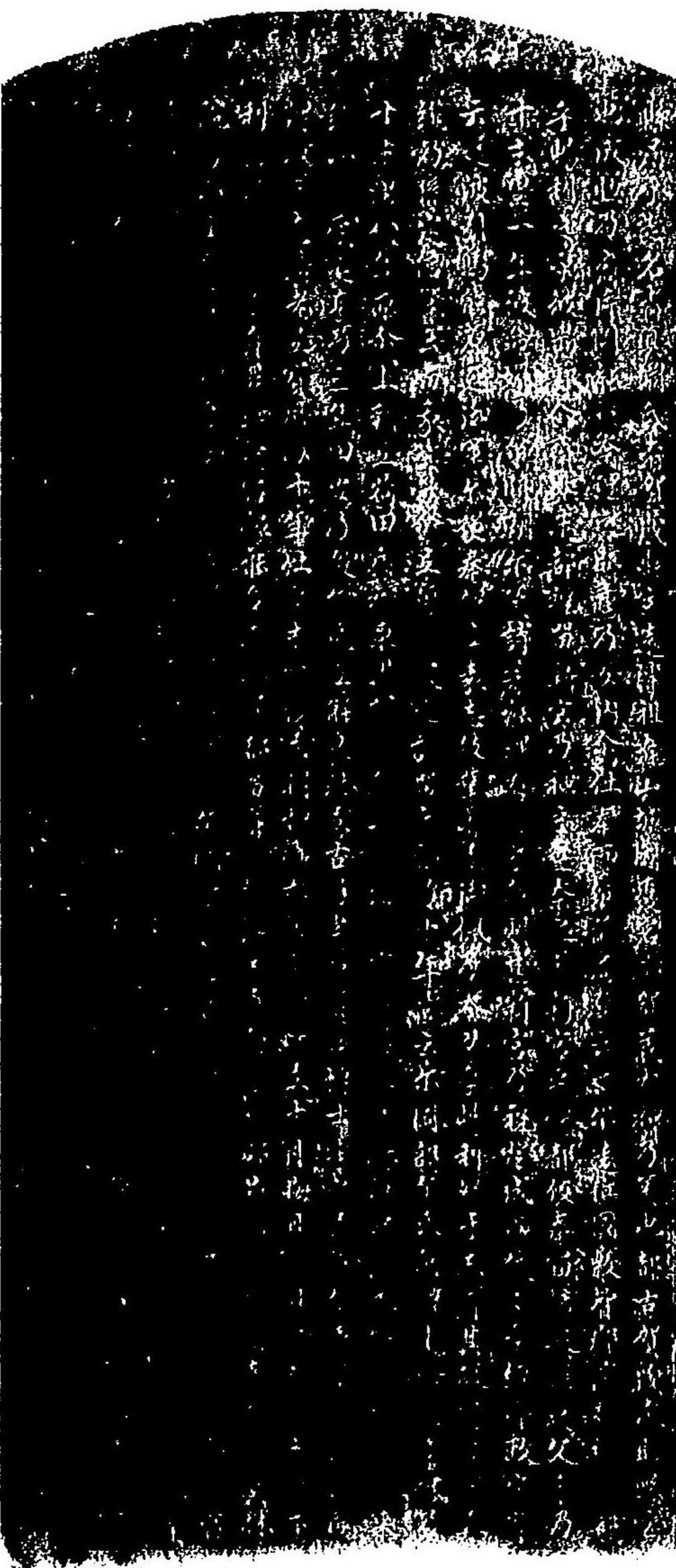
三世一朝久
四世一朝
片岡二郎從山城國愛宕郡來而遠江國敷智郡岡部郷居

岡部家譜

關根正直氏藏

夏目
渡河原古之榮化朝日子清
御影堂之六月迺空直則

黒川眞道氏藏



賀茂真淵先生碑文

縣居于志名者真淵氏者賀茂縣主遠津祖者山城國愛宕郡賀茂大神乃美也都古賀茂成助縣主也成助乃裔片岡能祝奈理之師重乃女内爾仕奉而筑前局登云之爾遠江國敷智郡濱松鄉岡部乎賜利之乎彼岡部爾齋比末都禮留新宮乃神戶登奈之永新宮乎伊都伎奉留倍岐興之文永乃十末里一年彼命婦乃弟師朝爾美許等能理有之與利則其新宮乃祝登成而代々乎經而政定登云之波引馬能原迺御軍爾從奉爾伊佐袁志伎業有互御佩乃大刀乎賜利奴于志者其政定與里五畿乃孫定信登云留我真子爾互曾於波之計留元祿乃十年登云爾岡部爾氏阿禮出給互享保乃十末里八年京爾上利互荷田宿禰東滿翁乃敷乎受給比寬保乃三年此江戸乃大城能下爾參來給比之乎延享乃三年田安乃殿爾免左解良禮互古乃書乃道迺博士等之互殊爾賣泥左勢給閉理岐子志齡老互寶曆乃十年仕乎志叙伎互明和乃六年病給比互十月晦日乃日爾奈母七十末利三乃齡爾互身能給氣留豫能多末比置都留麻互爾江戸乃南在原郡品川能東海寺奈留小林院乃山上爾非奴抑皇御國乃古學乃道彌開氣爾開氣之波彼荷田翁難波乃契冲阿闍梨我以當徒岐毛阿禮籽歌乃調乎古爾引返多流波此于志乎許曾始登波算倍計禮著給留書種々世爾行波禮互人皆志例々婆茲爾言波孺千陰若可理之興利數受都流美多麻迺布由爾報奉良牟登互人々登共爾謀而石夫美建留爾奈母有計留伊蘇能可微布留伎帝夫理袁斯流辨勢之岐美布里之與乎志努婆牟比等波志努婆謝羅免也時者享和元年三月橘千蔭文作氏自書利

岡部家譜

賀茂氏

神魂命孫

武津之身命後胤

吉備麿之後

賀茂成功末流
【成功ハ神主成眞ノ子天喜四年十二月九日行幸ノ
賞ニ從五位下ニ紋セタル歌ニ名高クテ其ヨメル歌後拾遺金葉詞花等
ノ集ニ載タリ】

始・
●師重

女子

筑前局

次男

道久

片岡二郎大夫

長男

遠基

次男

朝久

定朝

片岡二郎從山城國愛宕郡來而遠江國數智郡岡部郷居

住當郷者定朝傳來舊地也故御令旨曰

新宮御領遠江國濱松庄内岡部郷者筑前局一期之後者
師朝可令相傳之由師重令契約學而今道久齡及八旬御
祈勞又積星宿云々且又爲筑前局代官知行送年序之由
強令勸申之間被免一圓之領知畢竟然者道久一期之後任
師重之讓師朝當郷相傳知行更不可有相違且可抽御祈
忠之由

持明院殿所被仰下也可令存其旨歎仍執達如件
文永十一年六月七日 前周防守判

片岡五郎大夫殿

遠江國濱松庄内岡部郷如元所被寄附新宮領也殊令神
川可被子孫相傳者 院宣如此悉之以狀

乾元元年十二月一日

賀茂神主館

定朝者常久生長之後歸國而卒云々

岡部次郎三郎於當郷誕生

家之紋井筒之内三頭右巴也幕之紋井筒

中岡部太郎馬

岡部五郎馬

岡部權兵衛母者相州俊良之女也永祿十一年三月九日
七十歲而卒法名道見

岡部二郎左衛門政定姓藤原駿州原黨一族也永祿年中
來于岡部郷而有政久之娘結婚緣相續於當家賀茂氏也

政定年來隨

家康公命勤勞元龜三年三方原合戰之刻大久保七郎右
衛門忠世之於火燭山之屯鐵炮纔十六挺也因茲政定引

岡部家譜

卒人數百五十人交戦炮不愈打セ夜中警固翌朝極月廿三日

家康公賞其忠賜米國行御刀也

慶長六年丑正月廿五日賀茂神明社領伊奈備前守忠次大久保十兵衛長安彦坂小刑部元正有三判御證文頂戴之其後爲子孫安堵居所御證文奉願此節社務可然繼祠可任意之旨趣蒙仰則同年二月十日御證文頂戴之御文首其神領之事

合三石也

右任先規御寄附被成所也

永可有社務者也仍如件

慶長六年丑二月十日 伊奈備前守 忠 次判

岡部八面神主 元和五年八月八日七十五歳死去法名宗榮居士

岡部三郎兵衛改太郎左衛門慶安元年賀茂神明八面三

社領御朱印頂戴之正保三年丙戌年正月九日七十五歳死

去法名常榮居士

長男 政次

次男 政員

女子 豊島氏妻

岡部二郎左衛門

政員次男

女子 豊島氏妻

岡部三郎左衛門

政員次男

女子 豊島氏妻

常貞子

女子

常貞子

一十一世 政家 岡部次郎助

松平和泉守濱松在城之内在宅而勤仕御得代

之刻薪林へ供奉仕新知拜領勤仕依爲三郎兵

衛一子御暇申請歸國而勞岡部新左衛門跡役

勤仕太田備中守濱松在城之内刻在宅而勤仕延

居士

寶四丙辰八月廿五日七十二歳死去法名千榮

居士

長男 定長 岡部權兵衛 貞享元年御朱印頂戴

次男 治信 藤田三右衛門

女子 三人

岡部與三郎

定信 享保十七年壬午閏五月廿日七十九歳死去法名宗閑居士

政照 二人ノウサノ子ナルヘシ

三男 政勝 岡部三之丞

三男 政照 岡部太吉

四十世 真淵 岡部庄助後改三四、【翁自筆ノ書ニ三枝トカレタル時セナリ】又改衛士生國遠江妻梅谷甚三郎嫡延享三年新規田安へ被召出大番松原勤被仰付高拾五人扶持被下置之旨於表御三之間土屋美濃守申渡和學御用相勤寶曆十辰年十一月六日頼之通顯居明和六年己丑年

は季鷹に問へし 【季鷹がもたる家譜をみしにすべて季一流顯一流など有て名の通字なり季鷹が家は季一流なり師重の後顯を通名とせる也】また作者部類に片岡禰宜賀茂政平は神主成平子片岡祝賀茂成保禰宜成忠子_{至應保二年}と四位の部にあり政平は永萬二年中宮亮重家朝臣家歌合承安三年廣田社歌合などの歌人のうちにもみえ詞花續詞花千載などの集にもそのうたみえ成保は續詞華千載などに其歌みえたりみな片岡の司なりしはもし此二人は師重の父祖などにてありしにはあらずやこれはこゝろみにいふなりまた家譜に賀茂成功の末流と有り其先成功より出でたりといひ傳へたるなるべしされどその世系は考ふべきよしなしさて家譜には師重が子男子三人女子一人男子は道久

岡部家譜考證

師重が事

師重は父祖は誰ともしられず季鷹が説に片岡禰宜なりしが【片岡大田ともに上賀茂の攝社の内なり山城名跡志に見ゆ】承久年中大田祝となり天福年中勅許にて片岡祝になし給ふといへりこれ氏人の方にいひ傳へたることにて實にさる事なるべし又師重を顯一流の祖といへり但顯一流いかなる故にか此は季鷹に問へし 【季鷹がもたる家譜をみしにすべて季一流顯一流など有て名の通字なり季鷹が家は季一流なり師重の後顯を通名とせる也】また作者部類に片岡禰宜賀茂政平は神主成平子片岡祝賀茂成保禰宜成忠子_{至應保二年}と四位の部にあり政平は永萬二年中宮亮重家朝臣家歌合承安三年廣田社歌合などの歌人のうちにもみえ詞花續詞花千載などの集にもそのうたみえ成保は續詞華千載などに其歌みえたりみな片岡の司なりしはもし此二人は師重の父祖などにてありしにはあらずやこれはこゝろみにいふなりまた家譜に賀茂成功の末流と有り其先成功より出でたりといひ傳へたるなるべしされどその世系は考ふべきよしなしさて家譜には師重が子男子三人女子一人男子は道久

師久師繼朝師朝とありて筑前局を首にしるしたるは三人のためには姉なりしにや季麿説には師重の子四人師幸道久師久師繼朝師朝とありて女子をば畧せり今考ふるに此説のごとく太郎にて師幸といひし人有しなるべし道久を二郎大夫といひ師久を三郎といひ季麿説に片岡三郎といへるよしな師繼を五郎大夫といへるにて太郎ありし事しらるさて四郎も有つらんかとおぼゆ

筑前局并岡部新宮のはじめの事

筑前局は翁の萬葉解序に眞淵が遠祖賀茂成助といふ人ちはやふる神山のふもとにありて松の盡させぬことの葉をよゝに傳へ其はつこはうちひさす大宮につかうまつりてひめとねの末にもありければ云々又紀行の長歌に岡部のさとに山しろの賀茂のみや居の新宮の其瑞離の影うつしいはひこし世はすべろきの神のみことのおほみやのつぼねの數につかへるそのしるよしにはらからの人につたへてすべ神のみけにそなふるいはまちの苗代水のたえやらずませ給ひし文永年の名におふみしるしをうけつぐまゝに久かたの乾の元のとしにさへしるし給へるみことのりうけかさね來て云々などあるを家譜に筑前局とあるに合てみるとまづ筑前は例の女房の稱號にて筑前局と

ものゝ殘れるもありぬべし猶尋ぬべきことなり

右の如く考へしるせるのちに清水濱臣が許より翁の自筆俗文の書札の下書一通をみせにおこせたるをみると家系の事をいはれたる事有あて名は誰ともなくて其書札にいはく野子先祖由緒之事者筑前局封戸五百石於遠江國敷智郡岡部郷被賜右局老後舍弟相續之郷也賀茂神社崇祭可致條に時文永十一年蒙大藏卿傳宣爾來云々とあり【考に自筆に大藏卿傳宣とあるは書誤なり文永令旨には前周防守とありて大藏卿は乾元の院宣なり】これにておのが考のごとくはじめは筑前局が領地に賜りたる所にて後に新宮をいはひしこと明らかにて長歌の趣とよくかなへり

道久が事

道久は季麿が説に勅許にて奈良禪宜となりたりとあり文永令旨に今道久齡及八旬御祈勞又積星霜云々且又爲筑前局代官知行送年序之山強令勅申之間被免一圓之領知畢然者道久一期之後任師重之讓師朝當郷相傳知行更不可有相違云々とあり今此文を考ふるにこは師重も筑前局もなくなりてのちの事なるべしるは道久今八旬の齡にて申請には多年筑前局のために知行の代官となりて事をとりま

て内の女官にてありしなるべしさて長歌に大宮のつばねの數につかへる其しるよしにはらからの人につたへてすべ神のみけにそなふる云々といひ文永の令旨に新宮御領遠江國濱松庄内岡部郷者筑前局一期之後師朝可令相傳之由師重合契約畢とあるによるにこれは筑前局に岡部にて領地を給はれるによりて其領地にはじめは私に新宮をいはひまつりてさて女子は一世に限ることなればその領地を新宮の神領となして筑前局なからん後は兄弟のもの神領とて領せむことをねがひおけるなるべし玄からざれば筑前局一期之後は師朝可令相傳之由師重合契約畢といふことはあるまじき事なりおほやけよりことさららに移しはれたらる社の領地ならば師重の心まゝに契約する事もあるまじく筑前局一期の後といふ故もあるまじきなりかればこの岡部の新宮ははじめ私に領地にいはひたるを其領地を神領にねがひたるよりおのづから官社の如くなれるにて其本は筑前のつばねより起りたるにこそありつらめ此事翁はよく傳へ聞てこゝろ得て居られつらむを別にこの事しるしおかれたるものもなくてたゞものゝがたしされど岡部の家などに今も新宮の縁起などやうのありけむ

師久が事

師久は季麿が説に承久三年より關東に居住す濱松の岡部の祖なりといへりこれはそのはじめ筑前局のために領地にくだりて知行の事とり行ひなどやしつらむされど筑前局の存在の世はかの領地誰の領とも定むべき事ならねば師久が其子につたふといふ事もなかるべく又師久はわかつて失などやしつらん承久三年は文永十一年よりは五十四年の前なればいとはやき時の事也此後道久が事ありて其のち師朝が世より代々領したれば師久を岡部の祖といへるは關東に下り住みけることのあるより傳への誤りたるならんか又今は岡部の賀茂氏は一家のみにあらずといへば翁の家は師朝より承來れるにて外に師久よりつたへれる家もあるにやされど家の分れたるは後の世の事ならんかとぞおぼゆるこれはともかうもおきなの世系に用なければ疑を闕て有ぬべし

師繼が事

師繼は家譜にも季鷹が説にも後に師朝と改むとありて文永の令旨にも師朝と有岡部の領地を子孫につたへたるはこの師朝ぞ始なるさて岡部に居住したるは定朝をはじめとす

師遠が事

師遠は家譜に師朝の長子と有さて翁の世系師遠の弟朝久より承たれば師朝朝久定朝とつゝきたるを季鷹が説には師朝遠繼師遠師顯とありこれは異傳にてその是非はしづかたけれども考ふるに恐らくは師朝より定朝までの間に三四世のありしを家譜に誤りて其名を脱せることもあらむかさるゆゑは文永より永祿までは三百年を経たるを師朝より政久までわづかに七世なるは世數のすくなきにはあらずやおよそ人の世を繼こと父子ともに長生にて晩出の子のつぎたらむには一人にて百年にわたる事あるべしされば七世にて三百年にわたらむこともあるまじきにもあらねど世々長生にて晩出の子のみつがむ事は猶疑ふ文永の時の人としてかぞへたるなり

定朝が事

定朝は家譜に山城國愛宕郡より來りて遠江國敷智郡岡部して岡部の家を繼たる也これよりのちはみなこの政定が後胤なりさて駿州原一黨といふ事ならびに三方原合戦の時の事談などは近世の戦記實錄の書につきて其子細を考へてかさねて記すべし【信玄の重臣に原某とて駿州に知行を領して有し人ありしと覺ゆ原一黨はこれをいふか猶考ふべし四戦記聞三方原合戦の條に元龜三壬申年十月源晴信入道僧玄遠三の諸城を攻拔んと欲し云々翌は極月二十二日なり信玄軍をかへさんがため濱松大菩薩を押通云々武田勢は合戦に大利を得て云々大久保忠世天野康景にいひけるは如此敗績の後居すくみにして勵かざれば彌敵諸手の勇士の内火炮の上手を得て七十餘人案内者なれば間に凌がるゝものなり夜がけ亥て敵をおびやかすべしとて諸手の勇士は程に微勢なるべしとは思ひよらず軍卒頻りに騒立て屢ががけへ落入暗夜敵目ざすとも知ず東西前後を忘却して跡よりつゝく味方を濱松勢と怖れ先にみち有とやおもひけん彼岐へ落入死亡するもの若干也考に政定の功を立しは此時の事なり】

翁の沒年の事

翁の年を家譜に七十四とあるは後人の翁の事を書きそへたる時の誤なり翁は明和六年十月晦日に終られて年は七十三にてなむありしこれは春海などをさなき時より常に翁の年の事いはるゝをは聞恵りたる事にてまがふべくもあらねど世隔りなばうたがふ人もありぬければ今こそ片岡三郎といひ師朝を片岡五郎大夫といひ定朝を片岡二郎といへるは師重が片岡祝にてありしが後なればみな片岡を稱したる也さて常久より後は岡部に居住したればみな岡部をぞ稱しける

政定が事

政定は姓藤原なるが政久が養子となりて政久の女と結婚

翁の年を家譜に七十四とあるは後人の翁の事を書きそへたる時の誤なり翁は明和六年十月晦日に終られて年は七十三にてなむありしこれは春海などをさなき時より常に翁の年の事いはるゝをは聞恵りたる事にてまがふべくもあらねど世隔りなばうたがふ人もありぬければ今こそ片岡三郎といひ師朝を片岡五郎大夫といひ定朝を片岡二郎といへるは師重が片岡祝にてありしが後なればみな片岡を稱したる也さて常久より後は岡部に居住したればみな岡部をぞ稱しける

翁の俗文書札に野子は定信の二男と有するを家譜に兄ある事をもらせり又翁の實子は梅谷氏を繼で名は

郷に居住すとあり此は定朝より岡部に居住したる事をことわりたるなり又當郷者定朝傳來舊地也とあるは師朝より定朝まで世々領し來れる舊地なりといふ事をことわりたるなりさてその傳來の子細をしらせむとてむかしの令旨院宣をこゝに舉たる也さて文永の令旨は 后宮の令旨なりこれは筑前局の領地なるが事の本なれば 后宮より令旨を賜はりしなり乾元の院宣は乾元は後二條院の年號にて院宣は後伏見院の院宣なり此院宣に賀茂神主館とあるは定朝か常久のうちなるべし文永十一年より乾元元年まで二十九年なり

常久が事

常久は家譜に於當郷誕生とあり又定朝者常久生長後歸國而卒とあるをみれば定朝は岡部に來り住したれどなほ京に歸て死たるにて岡部に土着して居住したるは常久よりの事也家稱を考ふるに道久を片岡二郎大夫といひ師久を

片岡三郎といひ師朝を片岡五郎大夫といひ定朝を片岡二郎といへるは師重が片岡祝にてありしが後なればみな片岡を稱したる也さて常久より後は岡部に居住したればみな岡部をぞ稱しける

市左衛門といへり春海幼き時濱松にいたりて逢る事あり濱松の本陣にてぞありし市左衛門はこの八とせばかりさきうせぬときけり其子などあらんがさねて尋ねべし【翁梅谷の養子となられし事は田安へば申たれざりしとぞ】

賀茂明神八面三社といふ事

此八面と申はいかなる神にておはするにか三社はなになにの神をまつれるにかこれは國人などにとふべし

此家譜定信より以上は翁の玄るしおかれたるなりとみゆれば翁の家系を考るにはこれを本とすべし又季鷹がいへる事は氏人の方にふるくいひ傳へたることにて尤證となすべければまじへ考て家譜にもれたる事など考へ補ふべし文化三年六月十五日平春海記

岡部家譜一卷先師村田翁所述也今年爲縣居大人五十回追福令門人前田夏陸謄寫以置之少林精舍焉

文政紀元十月晦日

清 水 濱 臣識

賀茂眞淵翁家傳

古事記 賀茂眞淵翁家傳考證書目

新撰姓氏錄

續作者部類

大系圖一名十四系圖

乾元元年十二月院宣

縣居歌集上田秋成校

橘枝直家集號東歌

村田春鄉家集

橘千蔭家集號家真我波奈

玉勝間

日本諸家人物志

墓所一覽

通計二十七部

九世 政定	八世 政久	七世 定詮	六世 成常	五世 常久	四世 定朝	三世 朝久	二世 遠基	一世 吉備麻呂之後	翁 武津之身命後胤	神魂命孫
九世 實騒河國原氏之子	岡部次郎左衛門	岡部五郎馬	二郎兵衛	岡部次郎三郎	片岡次郎	片岡二郎	奈良禪宜	片岡二郎大夫	片岡二郎	片岡二郎

賀茂眞淵翁家傳

十

十世	岡部二郎兵衛後改	十一世	岡部權兵衛
政次	太郎左衛門	治信	藤田三衛門

政員

岡部二郎左衛門

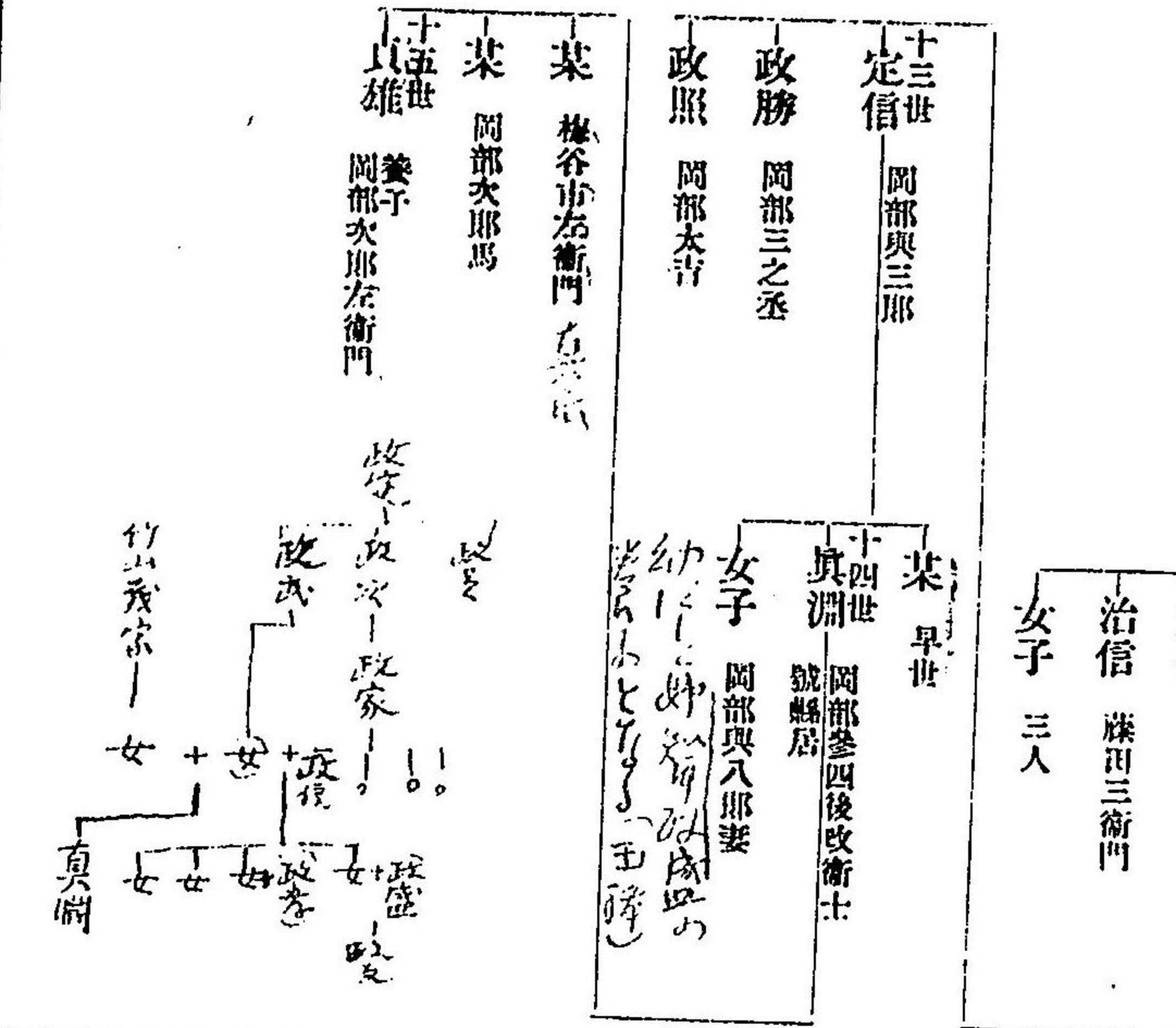
女子 三人

故武

十二世 定長

岡部次郎助

賀茂眞淵翁家傳
道統後學 高田與清謹撰



齡八十においしらへる後弟五郎大夫師繼に神領をゆづらんのよし請許されて文永十一年六月七日前周防守執達にて持明院殿おはせくださるむねの令旨をたぶまた乾元元年十二月朔日にも大藏卿の奉はれる院宣を下されて神領もとのまゝに寄たまひぬ師繼後に名を師朝とあらたむ師朝朝久をうむ朝久片岡二郎定朝をうむ定朝京より岡部に來り住しかど後京にかへりて身まかりぬ定朝岡部に在しほど岡部次郎三郎常久をうむ常久が代より家の紋に井筒の中に三頭の右巴を用ひ幕の紋には井筒のみをなん用たる常久岡部の家をトて後世々この里にすめりその子を中岡部太郎馬政常といふ政常岡部五郎馬定詮をうむ定詮といふ實は駿河國の原氏が子なり元龜三年十二月廿二日權兵衛政久をうむ政久永祿十一年三月九日齡七十にて身行がうちたる刀をたまふ慶長六年二月十日に今川氏が爲年八月八日齡七十五にて身まかりぬ宗榮居士と法名すその子を三郎兵衛政次といふ後字を太郎左衛門と改む正保三年正月九日齡七十五にて身まかりぬ常榮居士と法名す

まかりぬ道見と法のおくり名すその子を二郎左衛門政定といふ實は駿河國の原氏が子なり元龜三年十二月廿二日權兵衛政久をうむ政久永祿十一年三月九日齡七十にて身行がうちたる刀をたまふ慶長六年二月十日に今川氏が爲年八月八日齡七十五にて身まかりぬ宗榮居士と法名すその子を三郎兵衛政次といふ後字を太郎左衛門と改む正保三年正月九日齡七十五にて身まかりぬ常榮居士と法名す

政次權兵衛政家をうむ延寶四年八月廿五日齡七十二にて身まかりぬ千榮居士と法名す政家次郎助定長をうむ定長與三郎定信をうむ定信は大人の父なり享保十七年閏五月十四日齡七十九にて身まかりぬ宗榮居士と法名す大人は元祿十年に岡部の里にて生れたまふ初漢學にこゝろよせふかくてつくり出られしからうたなどおほかり享保十八年京にのぼりて荷田東廢宿禰の門にいり中國の古ことの學に秀でかうばしき名古今におほひ天の下のものまなぶ輩その風をしたはざるはなし歌をばことに心高くもてつけてものせられたればもとうたよみ出たまへるにもふかくかうがへあまた、びあちはへて作いでられしなり歌のさまははじめとなかごろとすゑとみつのきざみありはじめのほどは物學びたまへる東廢宿禰の歌のさまにかよひひとつの姿と成てみやびにしてしらべたかくしかもを、さきすぢをよみ出されよはひのすゑにいたりてはいたくひとはなやぎたよわきさまなりしを中ごろよりみづからひとつのかずらすたれも心のおよびがたきふしをのみ作られき其はじめのほどなるもあるよりもおもひあがりてまうけずかざらすたれも心のおよびがたあをしとか宿禰よりも立ちまさりてぞきこえしをりにふれては古ことぶみのいとあがれる世のさまなるまたいに

しへののりとことになすらへたるあるは中つ世のさいばらのうたひものをまねびたるあるはものがたりぶみによりみゆるなどは其世々の人のいひ出せるにことなることなくなんありける文かくのりはからぶみの體により詞をいにしへにとりてめでたくつくりなされたりそは歌は中國のおのづからものにこそあれ文はから國にまなべるわざなればそれに眼をひらかれなりけりげにふるき宣命祝詞誄和歌の序などみなかしこの文體によれりとみゆれば後のなまぶみかく人のこと文の中に歌などおほくよみいれたらんは物語さうしの一ひらちりばひたるこゝちすと吾師錦織翁晩年に常のことぐさになんせられしそもそも古學は難波の契沖法師荷田東麿宿禰などが魁せしにおこれりといへども大人出たまひてよりもはら天の下にはみさかりになんふるひたる大人の業を受し徒三百人にあまれるが中に藤原宇万伎村田春郷桙取魚彦橋千蔭錦織翁本居宣長荒木田久老などその名世にとゞろけり村田春道橋枝直などは心へだてなき友になんありける大人はじめ濱松の驛長梅谷甚三郎が養子となりて市左衛門をうむその家今なほ驛長にて濱松にあり寛延三年江戸にくたりて村田春道が家をあるじとし遂に八町堀に家つくりてすえ文

み後濱町にうつりたまふ延享三年田安の大殿にめされてやまと學の師にまけられぬ寶曆四年十一月殿の四十の御賀の宴に侍りけるをり妻の紋の御衣を賜はりてあふひてふあやの御衣をも氏人のかづかむものと神やしりけんとよみて奉りたまふ同十年十一月六日致仕して義子の岡部二郎左衛門定雄に家をつがしむ明和六年十月晦日齢七十三にて身歿られぬ江戸品川東海寺なる少林院のうしろの山にはうぶりて玄珠院眞淵義龍居士と法のおくり名すそのあらはされし書六十部におよべるが中萬葉考續萬葉論冠辭考語意考國意考祝詞考にひまなび神樂考催馬樂考古器考伊勢物語古意源氏物語新釋百人一首初學淨土三部假名抄言釋文意考歌意考など周く世におこなはる家集二本あり藤原宇万伎が弟子の上田秋成が梓にゑれる本と錦織翁のかうがへたゞしてすりかた木にものせられし本となしも又すくなからず歌集は錦織翁に業を受し清水濱臣が岡部家譜考證または賀茂季鷹がつたへの説にもとづきこれにもれたる文や歌やこゝかしこにちりばひきこえられたれかの書どもをもかうがへあはせかく記せるなり贊曰しきしまのやまとの國のいそのかみふることの葉は

くれ竹の世をふるまゝにちりばひてうもれしあとを水くさのかきわけつゝもあがたゐの大人のをしへに天の下まよふくまなくもろ人はまなびの道をすゝみゆくかも

萬つのやの高田の大人のえらばれし縣居翁の家傳は錦織村田春海翁のせちにもとづきてかい記されたるなりことは縣居翁の五十年忌にあたればとて神な月のはつかあまりこゝぬかのひに人々品川の少林院につどひ時雨の歌よみてしのびけるに大人はめぐりきて五十山精のこらねど落葉うるほすむらしぐれかなとなむよまれたるかゝるをりにしもあへればいかで翁の傳を世のふること學に心よせの人たちにしらせばやと北條時郷ぬしとともによみかうがへて花ぐはし櫻木にゑれるになむ文政元年といふとしの霜月ばかり橋本常彦しるす

増補縣居翁年譜

増補縣居翁年譜

十四

元 十 祿 丁
一 歲
伊堀村〔遠江國敷智郡濱松庄岡部郷〕に生る、(岡部の新宮の神主定信の二郎子、母は同郡天王寺村の竹山孫左衛門茂家が女玉)呼名は參四、又政徳となる。幼にして姉智政盛の養子となる。(呼名を莊助、また參四と云ひ、實名を始め春柄、また、政躬と名告られ、また、此の後、政藤と改められたり、)玉
名を政成と改む、此頃養家を退き僧(眞言宗)とならんとす、父母許さず、後濱松牌の本陣、梅谷甚三郎(方良玉)が智養子となり一男子を生む、後に市左衛門と云(按ふに此頃以下の文享保九年九月以後にかくべき也、玉)に『さて、大人は眞言宗の僧にならんと父母に願はれしに許容なく、其後また濱松の本陣梅谷甚三郎方良が智養子となれり、一男子を生ましめ給ふ、此子後に梅谷市左衛門といへりして、かくて、思はす旨の有られしか、
享
二
三
四
五
六
七
八
卯

明がなゆ重櫛にも『大人江戸に出られしより梅谷と云ふ稱號をやめて、本生の岡部といふに復されたり、然れど、梅谷を離縁せるには非ざりしとぞ』とし、又『四十二歳になり給へる元文三年といふ年に、その妻子たちは濱松の梅谷の家に残し置きて江戸に出で給ひ云々』など記されながら、何とて、初に此誤をしも記されけん。○(翁は若年の頃濱松の儒者渡邊友節(操、蒙菴と號す)に就きて學へり、友節は太宰春臺の弟子にして徂徠の流をくみて古文辭を唱へし蘋園一派に屬するものなるを以て、當時の學修は、後に翁が古學を唱ふる素地をなせるが如し、此事、後翁の書けるもの、中に就きて、うかやひ知らる、節多かり、河津長夫の身退れるを悲める歌の端書にも『河津長夫はすめら御國の書のまなびを、わが學びきつるに、もとより漢の書をよくよみつれば、いと才ことにして、古へにかへる心ざし深かりつるを、わづらひて十月十七日に身まかりぬと云ひおこせたるを聞く

癸
壬
癸
其家を退きて、かの政定の次男にて神明宮八面荒神兩社の神主なる政次の曾孫安右衛門政長の養子となりて其の女に娶給ひしが、此の女享保九年九月歿られぬ云々とせるは次第の前後を誤れり、翁は政盛の養子となれるも、こは翁の幼かりしより姉智に養はしめたるにて、素より他の家を嗣がんとには非ず、然るを其の後太郎左衛門政長の智養子となりしを、この時の妻(政長の女)享保九年九月四日歿せしかば、養家をも退き、さては悲歎のあまりに出家せんともせられしなり、然るに父母の許なくして止み、尋て又梅谷家の智養子となりしも、舅との間思はしからず、妻のすゝむるまゝに家を出で、京に上り荷田翁の門に遊ぶに至れり、されば、元文三年江戸に出来始めて岡部氏に復し、岡部日記などにも、こるまでは梅谷氏を稱し居り、元文三年に至りの享保九年九月に歿りしをば前妻と記し、梅谷氏をば妻と記せる等を以ても、梅谷家を退きて始めて岡部氏に復し、岡部日記などにも、この享保九年九月に歿りしをば前妻と記し、梅谷氏をば妻と記せる等を以ても、梅谷家を退きて後他人を妻とせし事のあるべくもなき事にいと口惜し、其後とむらひ云ひつかはすついでに美樹がもとへ「わが道もさそはん人をねば玉のよみにおくりてまどふ頃かな」とあるなどにてもしく、畸人傳に『ある時、南郭服部氏を訪ひて、物語らふついで、唐詩の風韻おとろへて、六朝に及ばぬは、汾上驚秋の詩にて知りぬと云ふ、南郭如何にと問ふに、さればよ、北風吹白雲萬里度河汾と云へる起承の句、まことに歸旅の秋情云はむかたなきに、心緒逢搖落秋聲不可聞の轉合の句、上の邦の歌も、後世のさま劣り行くは、唯かくの如しと云へれば、南郭も大に感伏せしとなりと見えたる、唯詩歌の上ののみながら、又思ひ合はせらるゝなり、然れば、寔長翁などの目には、猶『此大人中から心を去れる事も、なほ清くは去りあへ給はで、おのづから、猶その意におつることも稀々には殘れるなり』玉勝なども見えたりけん、此の事今年の事には非
歲
年

文	元	同	年	九	同
丙	四	同	子	辰	甲
十	五	歲六十三	壬	十二	二
禰	六	歲六十四	癸	十一	一
九	七	歲六十五	癸	十	一
同	八	歲六十六	壬	九	同
同	九	歲六十七	癸	八	二
同	十	歲六十八	癸	七	一
同	十一	歲六十九	壬	六	一
同	十二	歲七十	癸	五	一
同	十三	歲七十一	壬	四	一
同	十四	歲七十二	癸	三	一
同	十五	歲七十三	壬	二	一
同	十六	歲七十四	癸	一	一

(九月四日前妻歿す)【九月四日(元文三年)にもなりぬ、此日は前の妻のうせにし日なれば、早く住みける家にて、あととひなどして、墓にもまうでたるに、いつしか十七年にこそなりにたりけれ、あはれなること、其の折ばかりおぼえて、しほたれ居るに雁の鳴きければ「ふりにける常世を慕ふ雁のみは廻りきてこそ鳴渡りけれ」(岡部)○(此の頃より杉浦國顯、森暉昌などと交り、其が教を受けし事妙からず(神碑文))五月(閏五月十四日(家譜))父定信歿す(年七十歳、法名宗閑居士(岡部)母も此頃終られたりと見ゆ、母の歿れること延享二年の條參看)九歳、法名宗閑居士(岡部)母も此頃終られたりと見ゆ、母の歿れること延享二年の條參看)京に登り荷田の東麿を師とす、濱松の友人諫訪社の大祝杉浦信濃守國顯がす、めによりて國顯へりと聞きたりと村田春海が語りき、(玉)七月一日、東麿にはかに身まる、歌あり、之を弔す○東麿に從ひ學ぶ事四年なりしが、遂に東麿の學びの筋を傳へたり、(『享保十八年京師にゆき、荷田春滿に就きて教を受く、初め翁京師に出て學問せんと欲し、密に父に試み問へどうけず、且家事遁れがたく、こゝにおいて如何ともなすべきなく、歎息して思ふ、妻某、其意を察知し、翁に謂て

文	元	同	年	九	同
丙	四	同	子	辰	甲
十	五	歲六十三	壬	十二	二
禰	六	歲六十四	癸	十一	一
九	七	歲六十五	癸	十	一
同	八	歲六十六	壬	九	同
同	九	歲六十七	癸	八	二
同	十	歲六十八	癸	七	一
同	十一	歲六十九	壬	六	一
同	十二	歲七十	癸	五	一
同	十三	歲七十一	壬	四	一
同	十四	歲七十二	癸	三	一
同	十五	歲七十三	壬	二	一
同	十六	歲七十四	癸	一	一

(實名政藤をも後に眞淵と改められたり、此は遠江國の敷智郡の名より思ひよりて、つけ給へりと聞きたりと村田春海が語りき、(玉)七月一日、東麿にはかに身まる、歌あり、之を弔す○東麿に從ひ學ぶ事四年なりしが、遂に東麿の學びの筋を傳へたり、(『享保十八年京に上りて荷田の翁の教子となり給ふ、これは三十七歳になり給へる時なり、然るに、元文元年七月に荷田の翁身退られたり、享保十八年より元文元年まで、其の間四とせなり玉、『荷田の翁に事へ給ひしは、わづか四年の間なりしかど、學問の道には素より凡ならず、智深くおはせるが故に、荷田の門の人も多かりと聞ゆる中に、一人ぬけ出で、其の正意をば得られてぞ有りける、其は荷田の門に大人をおきて、外に、大人の如く師に勝れる人のなきにて知るべし、(玉)『むかし、荷田宿禰の大人、古言の學のこと、世にことだて初めて、古の書らに解き得がたき事どものあるを、其の眞心にはじめて思ひあきらめられた

人を、其の眞心にはじめて思ひあきらめられた

林直道
北八丁堀
北之塙
佐久間

に移住す、濱松の梅谷の家に妻子を残し置きぬ、此時離縁せしにはあらず、『江戸に出でられし始めて、村田春海が父の春道と云ひし、神の道を好める人の家に寓居せられるが、後に橘千蔭が父の枝直と云ひし、歌を好める人の招きにて、其の近隣に家を作りて住れけり、北八丁堀と云ふ所なり』〔玉〕四十二歳にたり給へる元文三年といふ年にその妻子たちは濱松の梅谷の家に残し置きて江戸に出給ひ云々〔玉〕江戸に出でられしより梅谷といふ稱號をやめて、本生の岡部といふに復されたり、然れど梅谷を離縁せるには非ざりしとぞ〔玉〕縣居翁の江戸に出でしより、方外の友となして、しかも縣居翁の宅を自ら橋枝の邸中に徙しぬ〔近世三十六〕○(秋八月樂家至要大概の序をしるす〔賀茂翁〕)○(世の人ごとに四十二の年はつゝしむべきなりと云へる歲暮に「墨田川人やりならぬもろ舟もくれぬといそぐけふの年波、春をまつやどりは人による身にもつる年こそおのがものなれ」〔賀茂翁〕)

同

午

二

歳

年

十

四

庚

五

同

申

四

十

四

庚

同

同	延	草	元	延	西	年	元	西	歲	のまじりてけづられけるにおどろきてよめる	なり	〔賀茂翁〕
										(この年冬、東都にて萬葉集遠江歌考を著す、 〔遠江歌考〕文政三年正月夏目碧麻呂板行す〔刊本遠江〕		
同	亥	甲	癸	戊	壬	歲六十四	歲七十四	(寛保三年にも亦歸り〔遠江〕給へり〔玉〕	歲	(この年季夏、國歌論說の奥書を書す、序には『十一月四日によるらせ武に侍る』とせり、(十月再奉答を田安宗武に奉る再奉答)〔今		
同	子	甲	亥	亥	甲	歲四十	(寛保四年にも亦歸り〔遠江〕給へり〔玉〕		歲	(この年季夏、國歌論說の奥書を書す、序には『十一月四日によるらせ武に侍る』とせり、(十月再奉答を田安宗武に奉る再奉答)〔今		
同	亥	甲	亥	亥	甲	歲四十	(寛保五年にも亦歸り〔遠江〕給へり〔玉〕		歲	(この年季夏、國歌論說の奥書を書す、序には『十一月四日によるらせ武に侍る』とせり、(十月再奉答を田安宗武に奉る再奉答)〔今		

乙

四

古言の葉のおくがをきはめられし云々〔掛取魚
○縣居門人錄には下總國掛取青藍として寶曆九年正月に入門せし山岡左次右衛門の後寶曆十年五月入門せし近藤五百種の前に記せり、延享二年頃の入門とせる本文は當らざるに
や)○苟且に濱松に歸る此時の紀行を後岡部日記と云ふ、(九月十日にはかに思ひ立ちて遠江にまかる、中十四日空晴れて懸川まで來るに、はら川と云ふ河の橋おちたりとて、知る人ある方に入りてやどりて十五日につきおはしけん、川は如何に侍りけんと、其夜にわたりたる事をば思ひかけずいぶかるなりけり、さて岡部の家に行きて、かぞいろのしるしを、がむ、中かくて覺えず日かす經ぬれば、東よりもよほしの文しきりなれば廿日月あまに立なんとす、例の妻子など名残をしむ、
保十七年の條に「母も此頃終られたりと見ゆ」とし、猶二三の書にも同じ様に傳へたるは如
此頃、魚産弟子となる、(伊能魚達は下總國掛取あがたの人なり、常の名をば、茂左衛門と云ひき、明和と云ふ年の末つかた、此大江門にまゐ来て、縣居翁に名簿をたてまつり、翁の住み給へる濱町と云ふ所に軒を並べ、朝夕に從ひむつびて、學びの道に心いれつゝよく

・

十九

何あらん、岡部日記を按ふるに、父のみ早く歿して母獨り存生せること見えたるに、其は先づ日記の始めに『あはれ都にありつるほどはあからさまながら、年のはに故郷に歸りなどしければ、然のみもあらざりしを、今はたはすをちに老いたるたらちねをおき奉りて、とみやすくも歸るまじく思ひなしつれば、千里の手が成はぬよしと見構はせり。』と記す。

・三月 はせり。ねいと申す。入と呼シ冷やかね子本奪失御は解え。

・四月 かとみに行き至らん、今や如何なる事かあらん、如何なる心にかまぢらんど、人やり忘るとにはあらねど、友がきも出で来て、高さいやしき行きかひしけるに、二つなき心のまぎれ易くて過しぬ、此秋は誘ふ人さへあれまば、いでや、母をも拜み、妻子はらからにもばせり。はあはいやとて後の七月八日つとめて立出づ』とさへよめるに、又、十二日の條には

『暮すぐるほど岡部の家に至る、まことに門にへ引出でたる、翁が生みの母なりけん事動きなし、やがて其の下に『妻なる人はたはやすく來べからぬ故あれば』など記されたるを見ても、この母の梅谷氏の姑ならぬ事論なし、梅谷家の舅姑にむかひては、生みの親と書き別けて後岡部日記の終りに『例の妻子など名残をしむ、後の親と云ふも、いと老いたれば、むねのみふたがりて口を送る、母の御墓にまかりまうしに詣で、云々』とさへ記せれば、まぎるべくもあらぬなり、さて、この母の今年正月二十三日に歿れる事は、後岡部日記に『さて岡部の家に行きて、かぞいろのしるし拜むに、今年も月廿三日になん母は亡せ給ひにければ、まだおはさぬものとも覺えぬを、そむねのみふたがりて口を送る、母の御墓にま

『暮すぐるほど岡部の家に至る、まことに門にへ引出でたる、翁が生みの母なりけん事動きなし、やがて其の下に『妻なる人はたはやすく來べからぬ故あれば』など記されたるを見ても、この母の梅谷氏の姑ならぬ事論なし、梅谷家の舅姑にむかひては、生みの親と書き別けて後岡部日記の終りに『例の妻子など名残をしむ、後の親と云ふも、いと老いたれば、むねのみふたがりて口を送る、母の御墓にまかりまうしに詣で、云々』とさへ記せれば、まぎるべくもあらぬなり、さて、この母の今年正月二十三日に歿れる事は、後岡部日記に『さて岡部の家に行きて、かぞいろのしるし拜むに、今年も月廿三日になん母は亡せ給ひにければ、まだおはさぬものとも覺えぬを、そむねのみふたがりて口を送る、母の御墓にま

よりてまちうけ給ふ』と玉孫賈が母の例をさへ引出でたる、翁が生みの母なりけん事動きなし、やがて其の下に『妻なる人はたはやすく來べからぬ故あれば』など記されたるを見ても、この母の梅谷氏の姑ならぬ事論なし、梅谷家の舅姑にむかひては、生みの親と書き別けて後岡部日記の終りに『例の妻子など名残をしむ、後の親と云ふも、いと老いたれば、むねのみふたがりて口を送る、母の御墓にまかりまうしに詣で、云々』とさへ記せれば、まぎるべくもあらぬなり、さて、この母の今年正月二十三日に歿れる事は、後岡部日記に『さて岡部の家に行きて、かぞいろのしるし拜むに、今年も月廿三日になん母は亡せ給ひにければ、まだおはさぬものとも覺えぬを、そむねのみふたがりて口を送る、母の御墓にまかりまうしに詣で、云々』とさへ記せれば、まぎるべくもあらぬなり、さて、この母の今年正月二十三日に歿れる事は、後岡部日記に『さて岡部の家に行きて、かぞいろのしるし拜むに、今年も月廿三日になん母は亡せ給ひにければ、まだおはさぬものとも覺えぬを、そ

き』と白すを、たゞ松の秋風の答ふる聲をのみ聴きて去りぬ、然るは、今年二月の三日になん、との事とて文の來れるを驚きて見れば、早く正月廿三日の朝、心地常ならずとて、人々を少しふし給ひしに、やをら起きて手水めし、佛の方にむきて阿彌陀佛を唱へ給ふ聲、二聲三聲のうちにねむり給へば、即ち絶え給ひぬ、云々』と見えたるにて明かなり) ○(此年六歌仙よみたる年月、其時の其人の官位齢等考へて奉りけり) (縣居問答書) ○此年二月二日井上河内守の請によりて揚名介の者を記す (縣居問答書)

在満が薦により田安家に仕ふ田安慈_{〔然公〕}『延享三年於表御館之間御物頭に而御目付兼田平四郎中渡』〔椎實筆所載開部定明先祖書〕『大人の名世に高く聞えしかば、延享三年に田安の金吾君に召し上げられて、古學の道の博士に爲され給へり、但し田

安の大殿に召上られ給へるは、上に引きたる春葉集の序によると、是より前に、荷田在満が仕へ申せるを、其退く時に、大人を薦舉せり。これよりてなり、扱在満が彼の殿を退ける事は、其説の君に遇はざる故なりと雖も、實は彼の大嘗會便蒙を板に勝りて世に傳へたるに事起りて、殿の御心にも非ず、退け給ひしがば在満深く辱なみ奉りて大人を吹擧せる也、と其殿人に聞きたり、然も有るべく思はる、事ども有れど、今はもらしつ、かく召上られ給ふ時に、上に記せる引馬の原の御軍に功ありし政定の次男政員より相續して、賀茂の新宮に仕する次郎兵衛定重を養親として出でられしとぞ、この定重といふは、政定六代の孫にして岡部の嫡流なれば、斯くは爲られしと聞えたり) ○二月晦日本所より出火、大川橋の居所灰燼となる、源簡が許へゆき夜を明かせり、歌あり、(『二月晦日本所と云所に火起りて、家ども多く焼けにけり、その夕つかた、風も荒く空のけしきあかくぢりたちて、こ、

・九月 在満が薦により田安家に仕ふ田安慈_{〔然公〕}『延享三年於表御館之間御物頭に而御目付兼田平四郎中渡』〔椎實筆所載開部定明先祖書〕『大人の名世に高く聞えしかば、延享三年に田安の金吾君に召し上げられて、古學の道の博士に爲され給へり、但し田

(二月十三日御出入扶持五人被下置候旨於御役人詰所建部民部少輔殿御出座、平野久馬之進殿、三田助十郎殿侍座、民部少輔殿被仰渡)

●去月

合

三三字候狀

金

本

用

し申

候

仕

候

サ

ミ

ニ

ト

シ

ハ

ミ

ト

シ

ミ

ト

シ

ミ

にしも火あるかと覺えたるを、其の夜亥の初ばかり、十町ばかり南より又火出で来て、ほどなくおのが家もやけぬ、昔より心つくしてかうがへつゝ物多く書きそへたる書どものあれば、これをは庫にも入れじ、いかで便よからん所へわたしやりてむ、今はとてのがれ出でなむ時、從者の手ごとに持たせむとかまへて、先その事をとりした、むる程に、調度どりまかなはせて立出でぬ、程なく皆煙にこもりてければ、源の簡がもとへ行て夜をあかしめ、何ばかりの家ならねば、なごりもさしもあらむも苦しかるべし「春の野のやけの、雲雀床をなみ烟のよそに迷ひてぞなく」賀茂翁家集○(九月歌體約言の跋書きて田安宗武に奉る文意者成る、おく書あり、寛政十二年十月久老序をかく○(此年二月又新三十六歌仙の官位に就きて金吾君の間に答ふ)小説

(今年正月古器考全く成り正月二十日錄して上る『古器考一卷寛延元年間十月蒙命十二月廿日錄上其半中間有上野一品宮命急注御萬葉解通釋并釋例成りて十一日上野宮に奉る』序以下の卷の蒲生野御狩の時の御贈答法服事是以不果至今年正月功始終謹錄上其餘卷、寛延己巳正月二十日端書)○(三月十二月廿日錄上其半中間有上野一品宮命急注御萬葉解通釋并釋例成りて十一日上野宮に奉る)序以下の卷の蒲生野御狩の時の御贈答の歌までの注は、今年寛延二年二月廿八日よりはじめて三月十日に終りて十一日に上野宮の御前に奉れり、此十三日に京に上らせ給へば、去年のしほす廿八日よりして、さまざま

の事ども考へ奉るべき仰ありてよるひる考へて二月の半ばまでに參らせつ、其後またかく俄に考へつれば、心もつき物も覺えず、筆にまかせたるなり、其時奉れりしは、案をしもよく書かで、直に書きて參らせつれば、さりとて捨つべからず思ひて後に書付おくなり、さりければ、其の奉れりしとは、少しづゝの語などに違ひもあるなり、重ねて申おろして改めんとせしに、はやく櫻町の太上の御まへに出たりとぞ聞ゆ、かたじけなきわざになん侍りし、萬葉解)○(十月紀州侯老女瀬川の間にによりて三拾六歌仙の考をしるす)○春道が許にあり扶特に被成下候旨於御役人詰所、服部大和守殿御出座、平野久馬之進殿、東間十大夫殿侍鹿、大和守殿被仰渡、奥へ相詰候様被仰付、月並御禮奥に而仕)○(推定明先祖書)

(七月廿八日 御目見候被仰付、同日拾人扶特に被成下候旨於御役人詰所、服部大和守殿御出座、平野久馬之進殿、東間十大夫殿侍鹿、大和守殿被仰渡、奥へ相詰候様被仰付、月並御禮奥に而仕)○(推定明先祖書)

(十一月田安殿の四十の賀筵に侍り、御衣を賜る、歌あり)○(寶曆四年霜月殿の四十の御賀の宴に侍りけるに、夜ふけて入られ給ふをり、御衣ぬがせ給ひて眞淵にとて賜はせるは、いと多かる人々の中にて、いとおもたゞしく侍をしもしあへぬまゝに「あふひてふあやのみををも氏人のかつかむものと神や知りけむ」五年の秋なり、「飛驒たくみほめてつくれる真

増補縣居翁年譜

二十四

年二十同	年	十
午壬	辰	
歳六十六	歲	十
	四	
	大和物語 訳 公美也	へ家督被下置、大御番並被仰付、高五拾儀五 人扶持被成下云々
	（部定明先祖書）	人扶侍被成下云々
	（推實筆所載岡 部定明先祖書）	（萬葉考別記）成、藤原宇萬伎、尾 嶽祭をいとなむ、人々つどふ、歿後廿五年に 當れり、○十月「萬葉考別記」成、藤原宇萬伎、尾 嶽、村田春鄉等助けなせり、藤原維寧、柑 取魚彦校せり、○（三月廿日あまりに「龍の 君へ草しはじめ、四月草し丁る君へ （大和物語訳 大和物語 訳 奥書）
	（大和物語 訳 奥書）	（十二月「大和物語直解」成る「寶曆十年七月 より、たまく集まりて、ひとわたり讀みて、 大和物語 訳 大和物語 訳 奥書）
	（此年「三代集總說」を草す （三代集總說 草稿奥書）	（此年「三代集總說」を草す （三代集總說 草稿奥書）

增補縣居翁年譜

年三十同	年	九
亥	木柱たてし心はうごかざらまし、これはけふ つどへるはわが古の書の學びの道つたふる人 々なればかく云へり（賀茂翁 家集）	六月冠辭考成、高梯秀倉、村田春道校せり○ 八月枝直の跋あり（今年刊行す）（冠辭考板し た書きたる人々の名、卷一縣居自筆、卷二縣 居自筆、卷三橋千陸、卷四平春道、卷五橋枝 直、卷六橋御園、卷七橋常樹、卷八橋御園、卷 九橋常樹、卷十橋常樹、こは吾師のもたれた る本にしるしつけおかれしを、書き出でた るなり、世に知る人まれなればなり（泊宿 筆話）
寅	歲二十六	（四月、源氏物語新釋をしるし畢る、新釋 奥書）
戌	歲二十六	（四月、源氏物語新釋をしるし畢る、新釋 奥書）
同	同	同族岡部孫平次政舎の女を養女とし、中根某 の三男、次郎左衛門定雄を賛とす、（岡部六 右衛門定雄、生國武藏、養父岡部衛士真淵養 子、實父中根修理三男）（推實筆所載岡 部定明先祖書）（寶曆九年正月、同族にて濱松の城主松平豊後守殿に仕 へ家督被下置、大御番並被仰付、高五拾儀五 人扶持被成下云々）（推實筆所載岡 部定明先祖書）（萬葉考別記）成、藤原宇萬伎、尾 嶽祭をいとなむ、人々つどふ、歿後廿五年に 當れり、○十月「萬葉考別記」成、藤原宇萬伎、尾 嶽、村田春鄉等助けなせり、藤原維寧、柑 取魚彦校せり、○（三月廿日あまりに「龍の 君へ草しはじめ、四月草し丁る君へ （大和物語訳 大和物語 訳 奥書）

年三十同	年	九
巳	卯	ふる岡部彌平次政舎の女子を江戸に下して、 養女となし、中根某の三男を筆に取りて次郎 左衛門定雄と名告らせ給へり、此の政舎は、 大人の再從弟なりしかば、如此はせられしな り、但しこの女子の父政舎、主君に從ひて、 丹後國宮津に徙れるに付て、大人の例に因り て、次郎兵衛定重の養女として、江戸には下 されたりとぞ、此の女子、名は悅子と云へり、 又、此の政舎の子孫は、宮津の殿に仕へて、 今もありとぞ（五）（八月難問答考を草す （賀茂翁 家集）（雜問 答考） 書）
同	庚	十一月六日仕を退く、養子定雄家をつぐ、（十 月六日願之通隱居（岡部）眞淵、十一月二日 病氣に付願之通隱居被仰付、此以後御用も被 仰付候間、隱居料五人扶持被下置候旨、於御 園廬裏之間奥田備後守殿御出座、平野久馬之 進殿、東條市十郎殿侍座、備後守殿被仰渡、 定雄、三月六日部屋住より被召出、大御番見 習被仰付、高五人扶持被下置云々、同年十一月 二日、養父衛士願之通隱居被仰付、六左衛門 雄定
庚	六	（富士の嶺を見て『寶曆十三年五月廿五日、岡部 （記せる詞奥書 本居宣長記）』（宝居宣長記）岡部 衛士當所新上屋一宿、始て對面す）
同	年三十同	の家にてよめる「年々に偲び奉れば故郷にい ますが如く、常はしも思ひてしものを、何し かももとな歸りてあふ人に言問ひぬれば、父 の實の父はいまさず、は、そばの母もいまさ ず、然はあれど、吾妹なねの、頭には白髪お ひて、かな戸より出づるを見れば、母とじは いましにけりと、立はしり入りてし見れば、 面には皺かきたりて、よろばべるわれをしも 見て、妹なねは父來ましゆと、訝かしみ思ひ たりけり、かたみに言をも問はず、白玉の涙か きたり對ひ居て、昔しに懐ぶことぞさね多き」 （寶曆十三年の六月なり）（賀茂翁 家集）（十二月宣長の 入門を許諾す、十二月二十八日、去五月江戸

二十五

岡部衛士賀茂縣主眞淵一宿之節、始對面、其後狀通入門、今日有許諾之返事』本居宣長日記『一年此うし潤田安の殿の仰事をうけ給はり給ひしこと尋ね廻られし事の有りしをり、此松坂の里にも、二日三日留り給へりしを、さる事つゆ知らで、後に聞きて甚じく口惜しかりしを、歸さまにも又一夜宿り給へるを、うかゞひまちて、いとくうれしく、急ぎ宿りにまうでて、始めて見え奉りたりき、さて後に名簿を奉りて、教をうけたまはる事にはなりたりきかし玉勝問

明
年
歲
秋濱松町に移り住む、縣居と號せり、歌あり、
『明和元年と云ふ年に濱町と云ふ所に移り給ふ、其は上田の秋成が集めし縣居集に寶曆十四年の秋濱まちと云ふ所へ家を移して、庭を野邊又畠につくりて、所もいさゝか傍なれば、名を縣居と云ひて住そめる、九月十三夜に月めでむとて、親しき人々集ひて、歌よみけるついでに詠めるとある五首の中に「こほろ

和
甲
十
歲
秋濱松町に移り住む、縣居と號せり、歌あり、
『明和元年と云ふ年に濱町と云ふ所に移り給ふ、其は上田の秋成が集めし縣居集に寶曆十四年の秋濱まちと云ふ所へ家を移して、庭を野邊又畠につくりて、所もいさゝか傍なれば、名を縣居と云ひて住そめる、九月十三夜に月めでむとて、親しき人々集ひて、歌よみけるついでに詠めるとある五首の中に「こほろ

元
八
歳
秋濱松町に移り住む、縣居と號せり、歌あり、
『明和元年と云ふ年に濱町と云ふ所に移り給ふ、其は上田の秋成が集めし縣居集に寶曆十四年の秋濱まちと云ふ所へ家を移して、庭を野邊又畠につくりて、所もいさゝか傍なれば、名を縣居と云ひて住そめる、九月十三夜に月めでむとて、親しき人々集ひて、歌よみけるついでに詠めるとある五首の中に「こほろ

和
甲
十
歲
秋濱松町に移り住む、縣居と號せり、歌あり、
『明和元年と云ふ年に濱町と云ふ所に移り給ふ、其は上田の秋成が集めし縣居集に寶曆十四年の秋濱まちと云ふ所へ家を移して、庭を野邊又畠につくりて、所もいさゝか傍なれば、名を縣居と云ひて住そめる、九月十三夜に月めでむとて、親しき人々集ひて、歌よみけるついでに詠めるとある五首の中に「こほろ

をひらき給へる御いさをは申すも更なるを、かのさとし言にのたまへる如く、代の限り専ら萬葉に力を盡されし程に、古事記、書紀に至りては、その考、未普く深くは行きわたらず、くはしからぬ事ども多し、然れば、道を説給へる事も、こまかなる事しなければ、大むねも未ださだかにあらはれず、たゞ事のついでなどに、はしばしいさゝかづゝのたまへるのみなり、又から心を去れる事も、なほ清くは去りあへ給はで、おのづから猶其の意におつる事も稀々には殘れるなり、』玉勝問宣長三十あまりなりしほど、縣居大人の教をうけ給はり初めしこより、古事記の註釋を物せんとの志ありて、其の事大人にも聞えけるに、さとし給へりしやうは、われも、元より神の神典をとかむと思ふ志あるを、其は先づ、から心を清くはなれて、古の眞の意をたづね得ずはあるべからず、然るに其の古の意を得む事は、古音を得たる上ならでは能はず、古言を得む事は、萬葉をよく明らかにこそあ

意のみにして、さらにまことの意はえ得るものになむありける『玉勝』明和元年、『古今集序』を草す(賀茂翁)

此頃「國意考」成、自序あり、○(春)古今集序
表^本^著成^之○(七月十六日)にひまなび
成^{ひまなび}○(十二月)久邇門致考成、久邇
書^{者奥}○(十二月)日本紀和歌略註成る『此本』
は、己がいと若かりける時書寫したれば、わ
ろかりき、其後此中の善き悪しき事云はまく
思へど、追なくて過せしを、今年の冬伊勢の
神につかふまつる小田のぬし東に來て、こひ
侍るまゝに、此記の歌のこと云ふついでに、
かしらに書つけたり、後に改め書くべし、明
和の二年のとしはつる月の事になむある、賀
茂眞淵(日本紀和歌)○(此冬、往年の作なる)百
人一首古說^(略註奥書)を訂正し了りて「宇比麻奈備」と
名く、宇比麻奈備
書^{者奥}

(二月三日)田安殿の命を受けて、其の五日「萬
葉集竹取翁歌解^(解奥書)」を草して奉る(竹取翁歌)
月より「神遊考」を草しはじめて、十月成る遊神
書^{者奥}

年		同		年		同		年		同	
三	同	二	乙	年	同	五	同	年	四	同	年
丙	戌	酉	九	十	子	戊	庚	亥	丁	壬	十七
歲	七	歲	九	歲	十	歲	七	歲	八	歲	(冬)古今六帖の考を草す(賀茂翁)
己	十八	己	廿	己	廿一	己	廿一	己	廿	己	廿一
十二	正月	十二	正月	正月	二月						
己	二十	己	廿一	己	廿	己	廿一	己	廿	己	廿一
二十	三月	二十	三月	三月	四月						
己	廿一	己	廿二	己	廿三	己	廿三	己	廿四	己	廿四
廿一	五月	廿一	五月	五月	六月						
己	廿二	己	廿三	己	廿四	己	廿四	己	廿五	己	廿五
廿二	七月	廿二	七月	七月	八月						
己	廿三	己	廿四	己	廿五	己	廿五	己	廿六	己	廿六
廿三	九月	廿三	九月	九月	十月						

六	己	十二	己	廿一	己	廿二	己	廿三	己	廿四	己
己	十三	己	廿二	己	廿三	己	廿四	己	廿五	己	廿六
十四	正月	十四	正月	正月	二月						
己	廿	己	廿一	己	廿二	己	廿三	己	廿四	己	廿五
廿	三月	廿	三月	三月	四月						
己	廿一	己	廿二	己	廿三	己	廿四	己	廿五	己	廿六
廿一	五月	廿一	五月	五月	六月						
己	廿二	己	廿三	己	廿四	己	廿五	己	廿六	己	廿七
廿二	七月	廿二	七月	七月	八月						
己	廿三	己	廿四	己	廿五	己	廿六	己	廿七	己	廿八
廿三	九月	廿三	九月	九月	十月						
己	廿四	己	廿五	己	廿六	己	廿七	己	廿八	己	廿九
廿四	十一月	廿四	十一月	十一月	十二月						
己	廿五	己	廿六	己	廿七	己	廿八	己	廿九	己	三十
廿五	正月	廿五	正月	正月	二月						

増補縣居翁年譜

波、荷田翁、難波乃契沖阿闍梨我、以當豆伎毛阿禮杼、歌乃調乎古爾引返多流波、此于志

乎許翁、始登波尊倍計禮、著給留書、種々世爾行波禮兵、人皆志例々婆、茲爾言波備、千

陰、若可里之與利、致受都流美多麻廻布由爾、報奉良車登互、人々登共爾謀互、石夫美建留

波、志努婆謝羅免也、時者享和元年三月、橘千陰、文作互自書利^{「けら」}

縣居翁の傳記はやく「賀茂第家傳」あり又「玉碑」などにも記されど、今より見れば、誤れる漏れたるふしごいと多かり、然れば、それらをば、然ながらに本集に掲げんいかゝなれば、今は「古學小傳」に載せたる年譜をもとして、何くれの書ども合はせ考へ、補ひもし、正しもして、さてなほ疑はしきは、私案をも加へおきつ、諸中^{「」}を記せるもの、やがて今度増補せるものにして^{「」}を記せるものは、引用せる書どもの原文のまゝを掲げたるなり、其の下に細註せるもの、即其の本據なり、又^{「」}の中に記しながらも^{「」}を記さるは、わたくしに成文せるものにして・原文の文意をのみとれるものと、私案を記せるものとあり^{「」}を記さるものは、すべて古學小傳の年譜の原文なりとす、増補の文、考證めきて、年譜の體を得ざるに似たれど、本集本居全集の例にならひて、新に傳を記さず年譜を増削して掲ぐる

ことせらが故に、いさゝか其の本據をあらはさんとてなり、見

人其の心してよ。

明治三十九年二月

三十

宮西惟助

年

歲

「延享元年三月三日」

「寛保二年正月」

縣居門人錄

三十二

石野 善右衛門

藤川 了說

松平伊豆守殿内 口口新六郎

鈴木 專次「藤原明浦」

「寶曆六年十月朔日」

源 霍滿

「寶曆十一年七月」

山室 東元

「寶曆十二年九月二十二日」

內山 頊兵「藤原麻多都」

山室 春

「寶曆十三年九月」

松井 新助「源百兄」

「寶曆十四年正月九日」

建涼「藤原綱足」

福島 幸八「兼當」

「寶曆十三年癸未年九月」

小田原家中 遠江「豊田郡大谷村」

內海養安

「寶曆十三年正月」

松坂 麻布「近藤宣長」

「寶曆十三年正月九日」

近藤 宇左衛門「福島幸八」

「寶曆十三年正月二十六日」

霜邨彦兵衛「長盈」

「寶曆二年十二月」

原 補三郎「服部安五郎」

「寶曆二年正月」

小田 主殿「藤原高保」

「寶曆二年正月」

細野彦兵衛「庸當」

「寶曆二年正月」

蘭 齋松瑠演言

「寶曆二年正月」

片峯 御宿「田中修院」

「寶曆二年正月」

小野 川守「方賀」

「寶曆二年正月」

市川 田中大膳大夫妻「高保」

「寶曆二年正月」

加賀殿内 遠江森備前守妻「庸當」

「寶曆二年正月」

藤井貞三母 横田大膳大夫妻「高保」

「寶曆二年正月」

山川 田中大膳大夫妻「高保」

「寶曆二年正月」

市川 田中大膳大夫妻「高保」

「寶曆二年正月」

子 月陰と申す事より奥

「寶曆二年正月」

女 布南部やしきの妻「高保」

「寶曆二年正月」

女 环禮ふゑあらきさとみんはん

「寶曆二年正月」

女 妻の立田玄子「高保」

「寶曆二年正月」

女 子子近取「高保」

「寶曆二年正月」

女 女子子近取「高保」

田安

專修院

尼羽守殿赤坂出

丸岡長門守殿御

三十四

修文

縣居門人錄

之

三十

眞田伊豆守殿妹 ふ ち 子

士井大炊頭殿家

老斬左衛門妻

か

め

△以下はきとしたる門弟
△ならねど同様懇意なり 京船荷

大事ある時は告ぐべし

牧野駿河守殿内 小林 海 鴎

一ツ鶴御殿

み

羽倉攝津守

か

大久保いかの衆 安 安 五 郎今絶

土屋殿内 陶山 専 次

「明和四年八月十四日」

「山本宗八郎」兼忠

「明和四年十月十五日」

「淺井好二」義智

「明和四年十一月十五日」

「三河國八名郡賀

茂村大伴社福宣

「藤原梁守」

(校訂者云、「縣居門人錄」は賀茂翁の自筆せられたるものなれども、遺漏頗る多し、今「縣居誓詞」を参考して、誓詞に明かなる限りを補ひ、「」を付して其のしるしとせり、原文読みがたきものは□を付して缺字にしたがひ、校訂者の私案は()の中に收めたり。)

附 縣居誓詞

「縣居翁東都へ來られて門人あまたありけるが、入門のをり、島計非言といふものをかゝせしめられき、そは、今も世にする入門の誓詞なり、其文は、

賀茂宇志廻教賜倍要、
皇御國廻上代乃道遠、己 痛願斯奴倍里、故 名簿平
進貢世豆、其道爾 起比奴、伊摩山後、教賜留言、
遂爾遠里氏、許流時爾之毛有受波、安駄志人爾私言
勢自、旦、宇志爾對比氏、爲耶無久異之伎心、遠思波、自、
都氏此島計非爾遠波、波、言麻久毛恐伎、天津神國津神
多知、知志食奈毛、穴畏、

年號月日

賀茂縣主大人

通稱 姓 名花押

此文を、入門のをり人々に自筆にてかゝせられしが、岡部の家にちり残りつたはれるを、先年翁の孫通稱平三郎今家のあるじにこひて、おのが家に襲藏す、元文三年翁年四十二歳より、明和四年翁年七十二歳にて、翁年四十一年まで、二十七人のを得たり、此外にもいと多からけんを、散り失せて、わづかに残れるかぎりなり、此中に小野古道通稱是谷川謹益、家集一卷、予校正して已に刊せ

賀茂真淵全集總目錄

續萬葉論	三四四
首卷(序)	三四一
卷一(春上)	四二〇
卷二(春下)	五〇二
卷三(夏)	五六四
卷四(秋上)	五九五
卷五(秋下)	六四五
卷六(冬)	六五八
卷七(賀)	六六四
卷八(離別)	六七六
卷九(羈旅)	六八五
卷十(物名)	六九三
卷十一(戀一)	七〇一
卷十二(戀二)	七〇七
卷十三(戀三)	七一五
卷十四(戀四)	七一九
卷十五(戀五)	七二七
卷十六(戀六)	七三七
卷十七(哀傷)	七四九
卷十八(雜上)	七六一
卷十九(雜下)	七七三
卷二十(雜體)	七八〇
卷廿一(大歌所)	七九五
古今集序表考	八〇四
序表考	八二二
古今和歌集打聽	八三五
別考	八五二
古今集序表考	自八三五 至八六三
首卷(序)	八六四
卷一(春上)	九一六
卷二(春下)	九三五
卷三(夏)	九四三
卷四(秋上)	九六四
卷五(秋下)	一二〇七
卷六(冬)	一二〇八
卷七(賀)	一二〇九
續萬葉集祕說	三十六
卷一(序)	三四一
卷二(春上)	四二〇
卷三(春下)	五九五
卷四(夏)	五六四
卷五(秋上)	六四五
卷六(冬)	六五八
卷七(賀)	六六四
卷八(離別)	六七六
卷九(羈旅)	六八五
卷十(物名)	六九三
卷十一(戀一)	七〇一
卷十二(戀二)	七〇七
卷十三(戀三)	七一五
卷十四(戀四)	七一九
卷十五(戀五)	七二七
卷十六(哀傷)	七三七
卷十七(雜上)	七四九
卷十八(雜下)	七六一
卷十九(雜體)	七七三
卷二十(雜體)	七八〇
古今集序表考	八〇四
序表考	八二二
古今和歌集打聽	八三五
別考	八五二
古今集序表考	自八三五 至八六三
首卷(序)	八六四
卷一(春上)	九一六
卷二(春下)	九三五
卷三(夏)	九四三
卷四(秋上)	九六四
卷五(秋下)	一二〇七
卷六(冬)	一二〇八
卷七(賀)	一二〇九

後撰和歌集說 一二一〇
拾遺和歌集說 一二一一

第二集

冠辭考	卷六(知部)	一三三六
序文	(都部)	一三三九
目次	自一至二二三	一三五六
卷一(阿部)	二二九	一三六〇
卷二(伊部)	二三六	一三七一
卷三(加部)	二五二	一三七四
卷四(久部)	二六七	一三七七
卷五(古部)	二七八	一三七八
卷六(袁部)	二八〇	一三八六
卷七(布部)	二八四	一三九四
卷八(波部)	二九六	一四〇三
卷九(麻部)	二九七	一四〇七
卷十(也部)	二九八	一四〇九
卷十一(武部)	二九九	一四一三
卷十二(毛部)	三〇四	一四二三
卷十三(由部)	三一七	一四二七
卷十四(和部)	三二七	一四三一
卷十五(爲部)	三二八	一四三三
卷十六(於部)	三二九	一四三七
卷十七(保部)	三三一	一四四一
卷十八(美部)	三三二	一四四三
卷十九(末部)	三三三	一四四五
卷二十(不部)	三三四	一四四七
卷二十一(保部)	三三五	一四五〇
卷二十二(伊部)	三三六	一四五二
卷二十三(伊部)	三三七	一四五三
卷二十四(伊部)	三三八	一四五四
卷二十五(伊部)	三三九	一四五五
卷二十六(伊部)	三三九	一四五六
卷二十七(伊部)	三三九	一四五七
卷二十八(伊部)	三三九	一四五八
卷二十九(伊部)	三三九	一四五九
續冠辭考(服部高保著)	自一至一四二五	

目次	一四二五
上卷(阿部)	一四二九
(伊部)	一四三七
(宇部)	一四三八
(袁部)	一四三九
(加部)	一四三九
(幾部)	一四四一
(久部)	一四四二
(古部)	一四四三
(佐部)	一四四四
(志部)	一四五〇
(世部)	一四五一
(多部)	一四五二
(知部)	一四五三
(都部)	一四五六
(豆部)	一四五七
(止部)	一四五八
(奈部)	一四五九
(波部)	一五五八
別記(阿部)	一四七二
(伊部)	一四七五
(宇部)	一四七六
(加部)	一四七六
(幾部)	一四七七
(久部)	一四七七
(古部)	一四七八
(志部)	一四七八
(須部)	一四七九
(曾部)	一四七九

(多部)	一四七九
(登部)	一四八〇
(奈部)	一四八〇
(爾部)	一四八一
(波部)	一四八二
(布部)	一四八三
(麻部)	一四八四
(美部)	一四八五
(武部)	一四八六
(毛部)	一四八七
(和部)	一四八八
(於部)	一四八九
續冠辭考(攝取魚產著)	自一五〇二至一四八七
序	
目次	
阿部	一四九〇
伊部	一四九一
字部	一四九二
加部	一四九三
久部	一四九三
古部	一四九四
佐部	一四九五
志部	一四九六
須部	一四九七
曾部	一四九八
多部	一四九九
都部	一四九九
登部	一四九九
波部	一四九九
比部	一四九九
麻部	一四九九
保部	一四九九
美部	一四九九
部	一四九九
也部	一四九九
武部	一四九九
毛部	一四九九
部	一四九九
由部	一四九九
和部	一四九九
部	一四九九
於部	一四九九
古部	一四九九
佐部	一四九九
志部	一四九九
須部	一四九九
曾部	一四九九
多部	一四九九
都部	一四九九
登部	一四九九
波部	一四九九
比部	一四九九
麻部	一四九九
保部	一四九九
美部	一四九九
部	一四九九
也部	一四九九
武部	一四九九
毛部	一四九九
部	一四九九
由部	一四九九
和部	一四九九
部	一四九九
於部	一四九九

冠辭考續貂(上田秋成著)	自一六一〇二至一六一〇三
序	
目次	
卷	
六(波部)	一五八九
(比部)	一五八五
(不部)	一五九一
(保部)	一五九三
(麻部)	一五九五
(美部)	一五九七
(武部)	一六〇〇
(毛部)	一六〇〇
(由部)	一六〇二
(與部)	一六〇八
(和部)	一六〇九
(爲部)	一六一
(遠部)	一六一
古部	一六一
佐部	一六一
志部	一六一
須部	一六一
曾部	一六一
多部	一六一
都部	一六一
登部	一六一
波部	一六一
比部	一六一
麻部	一六一
保部	一六一
美部	一六一
部	一六一
也部	一六一
武部	一六一
毛部	一六一
部	一六一
由部	一六一
和部	一六一
部	一六一
於部	一六一

序	文	一五〇三
目次		
卷	一(阿部)	一五〇七
卷	二(伊部)	一五一四
卷	三(宇部)	一五二八
卷	四(於部)	一五三五
卷	三(加部)	一五三九
卷	二(伊部)	一五四六
卷	一(久部)	一五四六
卷	(古部)	一五四六
卷	四(佐部)	一五五二
卷	(久部)	一五五二
卷	(幾部)	一五五三
卷	(志部)	一五五五
卷	(須部)	一五六〇
卷	(世部)	一五六九
卷	(曾部)	一五六九
卷	五(多部)	一五七〇
卷	(知部)	一五七四
卷	(都部)	一五七五
卷	(豆部)	一五七七
卷	(登部)	一五七七

延喜式祝詞解	自一六一至一六一	
卷	七(也部)	一六〇二
卷	(由部)	一六〇四
卷	(與部)	一六〇八
卷	(和部)	一六〇九
卷	(爲部)	一六一
卷	(遠部)	一六一
古部	一六一	
佐部	一六一	
志部	一六一	
須部	一六一	
曾部	一六一	
多部	一六一	
都部	一六一	
登部	一六一	
波部	一六一	
比部	一六一	
麻部	一六一	
保部	一六一	
美部	一六一	
部	一六一	
也部	一六一	
武部	一六一	
毛部	一六一	
部	一六一	
由部	一六一	
和部	一六一	
部	一六一	
於部	一六一	

序	一	一六一三	(六月月次祭)	一六八四
卷	二(新年祭)	一六一六	(九月神嘗祭)	一六八六
卷	二(春日祭)	一六一七	(豐受宮同祭)	一六八六
卷	(廣瀬大忌祭)	一六三三	(同神嘗祭)	一六八六
卷	(龍田風神祭)	一六三八	(齋內親王奉入時詞)	一六八七
卷	(平野祭)	一六四三	(遷奉大神宮祝詞)	一六八九
卷	(久度古開)	一六四四	(遷却祟神)	一六八九
卷	(六月月次)	一六四六	(遣唐使時奉幣)	一六九一
卷	(大殿祭)	一六四六	五(出雲國造神賀詞)	一六九二
卷	(御門祭)	一六五四	祝詞考	自一七八四一九
卷	三(六月晦日大祓)	一六五六	上卷	一七〇九
卷	(東文忌寸部獻横刀時呪)	一六七三	上卷	一七一三
卷	四(鎮火祭)	一六七四	上卷	一七二五
卷	(道饗祭)	一六七八	(新年祭)	一七三四
卷	(大嘗祭)	一六七八	(春日祭)	一七三九
卷	(鎮御魂齋戸祭)	一六八〇	(廣瀬大忌祭)	一七四三
卷	(伊勢大神宮二月新年)	一六八二	(龍田風神祭)	一七四五
卷	(豐受宮同)	一六八三	(平野祭)	一七五二
卷	(四月神衣祭)	一六八三	(久度古開)	一七五二
中	卷(大殿祭)	一七五四	(六月月次祭)	一七五三

序	一	七六五	(御門祭)	一七六五
			(六月晦大祓)	一七六六
			(東文忌寸部獻横刀時呪)	一七八八
下卷	(道饗祭)	一七八九		
	(鎮火祭)	一七九二		
	(大嘗祭)	一七九七		
	(御鎮魂齋戸祭)	一七九九		
	(伊勢大神宮二月新年)	一八〇三		
	(豐受宮同)	一八〇四		
	(四月神衣祭)	一八〇七		
	(六月月次祭)	一八一三		
	(九月神嘗祭)	一八一六		
	(豐受宮同祭)	一八一六		
	(同神嘗祭)	一八一六		
	(奉入齋内親王時詞)	一八一六		
	(遷奉大神宮祝詞)	一八一五		
	(遷却祟神祭詞)	一八一九		
	(遣唐使時奉幣)	一八二一		
	(出雲國造神賀詞)	一八二一		
	(天萬豐日天皇孝德)	一九三一		

(蘇明天皇)

一九三三

自一九六九

古事記和歌略註

一九五〇

至一九八五

神代

一九三五

自一九七〇

神武天皇

一九三八

至一九八七

景行天皇

一九三九

自二一九八六

應神天皇

一九四一

至二〇四五七

仁德天皇

一九四二

九八七

履仲天皇

一九四三

至二〇四五七

允恭天皇

一九四四

一〇四七

雄略天皇

一九四五

自二二〇五七

清寧天皇

一九四六

至二二〇六〇

神樂歌考

一九四九

自二二〇六一

神樂

一九五〇

至二〇七一

探物歌

一九五二

一〇六二

大前張

一九五三

一〇六三

小前張

一九五六

一〇六四

早歌

一九六四

一〇六五

再奉答金吾君

一九六五

一〇六六

にひまなび

一九六六

一〇六七

歌意考

一九六七

一〇六八

語意考

一九六八

一〇六九

文意考

一九六九

一〇七〇

書意考

一九七〇

一〇七一

四十七
萬葉考

一九七一

一〇七二

卷一(雜歌)

一九七二

一〇七三

卷二(相聞)

一九七三

一〇七四

(挽歌)

一九七四

一〇七五

卷三(流布本)
(雜歌)

一九七五

一〇七六

(相聞)

一九七七

一〇七七

(挽歌)

一九七八

一〇七八

卷四(流布本)
(古今相聞歌上)

一九七九

一〇七九

卷五(流布本)
(古今相聞歌下)

一九八〇

一〇八〇

卷六(流布本)
(東歌)

一九八一

一〇八一

卷七(流布本)
(春雜歌)

一九八二

一〇八二

賀茂真淵全集總目錄

四十六

(問答).....	二五四四	(秋雜歌).....	二六八三
(臨時歌).....	二五四五	(秋相聞).....	二六九四
(旋頭歌).....	二五四七	(冬雜歌).....	二七〇一
(就所發思歌).....	二五四七	(冬相聞).....	二七〇三
(寄物發思歌).....	二五四七	(行路歌).....	二五四七
(旋頭歌).....	二五四八	(行路歌).....	二五四七
(旋頭歌).....	二五六六	(旋頭歌).....	二五六七
(譬喻歌).....	二五五一	(譬喻歌).....	二五五二
(挽歌).....	二五六七〇	(挽歌).....	二五五二
(羈旅歌).....	二五六九	(羈旅歌).....	二五六七
卷 十一 (流布本)	二五六九	(挽歌).....	二五七〇
卷 十二 (流布本)	二五六九	(挽歌).....	二五七〇
卷 十三 (流布本)	二五六九	(挽歌).....	二五七〇
卷 十四 (流布本)	二五六九	(挽歌).....	二五七〇
卷 十五 (流布本)	二五六九	(挽歌).....	二五七〇
卷 十六 (有由緣并雜歌)	二五六九	(挽歌).....	二五七〇
卷 十七 (相聞)	二五六九	(有由緣并雜歌).....	二五七〇
卷 十八 (相聞)	二五六九	卷 十九 (相聞)	二九九八
卷 十九 (相聞)	二五六九	卷 二十 (相聞)	二九九八
卷 二十 (相聞)	二五六九	萬葉考別記	自三一〇五三 至三一〇五八
標 目	二五六九	卷 一	三〇五五
萬葉考別記	二五六九	卷 二	三〇八四
標 目	二五六九	卷 三	三〇九八
萬葉考別記	二五六九	卷 四	三一〇八
卷 一	二五六九		
卷 二	二五六九		
卷 三	二五六九		
卷 四	二五六九		
卷 一 (相聞)	二二二二	卷 一 (相聞)	三一八四
卷 二 (相聞)	二二二五	卷 一 (相聞)	三一九五
柿木朝臣人麿歌集之歌考	二二二五	卷 一 (遊覽)	三二一三
序	二二二五	(古京)	三二一〇
旋頭歌	二二二九	(皇居)	三二一三
正述心緒	二二二九	(雜事)	三二一四
寄物陳思	二二二九	(宴會)	三二一四
問 答	二二二九	(賀)	三二一四
正述心緒	二二二九	(附記)	三二一四
寄物陳思	二二二九	萬葉問目	自三二三七 至三二四九
卷之上(春)	二二二九		三二三七
(夏)	二二二九		三二三七
(秋)	二二二九		三二三七
(冬)	二二二九		三二三七
萬葉集遠江歌考	自三一五四 至三一五七	第一卷	三二三九
萬葉集竹取翁歌解	自三一五四 至三一五七	第二卷	三二四二
萬葉集新採百首解	自三一五四 至三一五七	第三卷	三二四五
卷之上(春)	自三一五四 至三一五七	第四卷	三二五二
(夏)	自三一五四 至三一五七	第一卷	三二五〇
(秋)	自三一五四 至三一五七	第二卷	三二五二
(冬)	自三一五四 至三一五七	第三卷	三二五二
萬葉集卷八疑條	自三一五四 至三一五七	第四卷	三二五五

萬葉集卷九疑條	三五八三
萬葉集卷十二疑條	三六一四
萬葉集卷十三疑條	三二七六
萬葉集卷十四疑條奉問	三二九八
萬葉解	三三二二
宇比麻奈備	三三〇五
通釋并釋例	三三〇七
序	三三二一
上卷	三三二三
中卷	三三六五
下卷	三四〇四
跋	三四三四
伊勢物語古意	三四四五
序	三四三五
總論	三四三六
卷一	三四四四
卷二	三四八五
卷三	三五一七
卷四	三五五〇
日本紀訓考	三七四四
序	三七七四
卷一(神代上)	三八一五
卷二(神代下)	三八五三
卷三(神武天皇)	三七八三
卷四(綏靖天皇)	三八七五
(安寧天皇)	三八七六
(懿德天皇)	三八七七
(孝昭天皇)	三八七八
(孝安天皇)	三八七九
(孝靈天皇)	三八八〇
(孝元天皇)	三八八二
(開化天皇)	
大和物語直解	三六六九
凡例	三六六五
上卷	三六六九
中卷	三七〇七
下卷	三七〇七

卷五(崇神天皇)	三八八三
久邇門致考	三八九七
上古男女髻辯	三八九九
古冠考附直冠考	三九〇〇
古器考	三九一〇
かさねのいろあひ	三九一七
春	三九三九
夏	三九四一
秋	三九四二
冬	三九四四
國意考	三九四六
三部假名鈔言釋	三九四六
序	三九五六
歸命本願抄言釋	三九六〇
同 中	三九六三
同 下	三九七三
西要抄言釋	三九八四
同 下	三九九〇
父子相迎言釋	三九九四
同 下	四〇〇五
賀茂翁家集拾遺	四二二八
序	四二二一
卷之二(短歌)	四二二一
卷之二(短歌、長歌、旋頭歌)	四二五七
卷之三(雜文一)	四二八五
卷之四(雜文二)	四二八五
卷之五(紀行)	四二八五
賀茂翁家集拾遺	四三一三
短歌	四三三八
長歌	四三五六

雜文

賀茂

さか木

四三五二

賀茂の水川

花ちる里

四七四三

荷田在滿家歌合

須磨

四七八一

さき草

明石

四七八四

うめあはせ

瀬標

四八二四

源氏物語新釋總考

蓬生

四八四二

源氏物語新釋例

關屋

四八六三

源氏物語新釋

繪合

四八七七

桐壇

松風

四九〇〇

簷木

薄雲

四九一六

空蟬

槿

四九三三

若紫

四九四七

四九八三

末摘花

玉懸

四九八三

夕顔

初音

四九八三

藤袴

胡蝶

四九八三

真木柱

螢

四九八三

梅枝

常夏

四九八三

藤裏菜

野分

四九八三

若菜上

みゆき

四九八三

柏木

篝火

四九八三

横笛

五〇八八

四九八三

鈴虫

五〇九一

四九八三

夕霧

五一〇四

四九八三

幻宮

五五一四

四九八三

御法

五三九二

四九八三

紅梅

五六九六

四九八三

椎木

五六九六

四九八三

總角

五四六二

四九八三

早蕨

五四八六

四九八三

やどり木

五四二一

四九八三

賀茂真淵全集例言

一縣居翁の著書は無慮八十餘種の多きにのばれども、其の刊行せられたるものは極めて尠く、多くは寫本を以て傳へられたるものなるに、其さへ今は散逸せるもの多くして、本集の編纂にあたりては、蒐集の苦心一方ならざりき。然るに、幸にして徳川伯爵家、及井上頼国翁、黒川真頼翁、木村正辭翁、萩野山之氏、大槻如電氏、松井簡治氏、島山健氏等の、この舉を翼賛せらるゝあり、各其の文庫をひらきて、編輯校訂に便益を與へられ、いさゝか全集の名にそむかざるを得たり、茲に特記して諸家の好意を謝す。

一原本の取捨校訂等の概要は、之を每集其の卷首に掲げたれども、今これを茲に括していはんに『續萬葉論』は本院の藏本を本とし、井上頼国翁藏本、萩野山之氏藏本、島山健氏藏本『續萬葉論』、及井上本『古今生抄』等を對校したり、

『續萬葉集秘説』『古今序表考』『三代集總説』『延喜式祝詞解』『日本紀和歌略註』『古事記和歌略註』『神遊考』『風俗歌考』『國歌論脇説』『再奉答』『書意考』『萬葉考』卷七等を對校したり、

『源氏物語新釋』は、松井簡治氏藏本を本とし、徳川家所藏真淵翁自筆本を影寫せるものによりて校訂し、更に、井上頼国翁所藏、真淵翁門人等の聞書を加へたるものによりて増補せり、本書は、もと湖月抄の説を取りもし削りもして、更に翁の説を加へられたるものなれば、湖月抄の文を然ながら用ゐられたる箇所も多し、源氏物語の本文は、然まで要なれば省けり、

『古今和歌集打聽』『冠辭考』『祝詞考』『新まなび』『歌意考』『語意考』『文意考』『萬葉考』卷一より卷六まで『同別記』『三部假名鈔言釋』『かさねのいろあひ』『國意考』『雜問答考』『賀茂翁家集』『初學』『伊勢物語古意』等皆流布版本をとれり、

一『萬葉考』の序を『賀茂翁家集』卷之三『雜文』に譲りて、考の首に載せざりしは、後に思へば、却りて不便なりと信す、

一『萬葉考』の序を『賀茂翁家集』卷之三『雜文』に譲りて、考の首に載せざりしは、後に思へば、却りて不便なりと信す、

一『百人一首古説』は、後訂正して『初學』と改められたるものなれば、『初學』のみを取りて、『古説』を省けり、

一『八論餘言拾遺』は、『國歌論脇説』の草稿なれば同じく省けり、

一萩野山之氏藏本に『いにしへぶり』一巻あり、こは全く『にひまなび』と同書なりけり、

一『答問遺章』は、『たつの君問答』の後半と異ならざれば省けり、

一『布留可波の邊』は、『縣居の歌集』と重複するを以て省けり、

一『縣居の歌集』は、『賀茂翁家集』にもれたるをのみ『家集』に補ひて、重複せるは省けり、

一『賀茂翁家集拾遺』中『賀茂翁家集』に出でたるは省きたり、

附 錄

賀茂翁家集板本正誤

村　田　春　海

さきに此集五巻を板に彫りたる時いまだ校正終らざるほどにあやまりてすり出したる本世に多くあり此頃其板を改め正しめれば其はじめ誤れるまゝの本を持たる人の爲にかくは物しつるなり（校訂者云本集に収めたる賀茂翁家集舊板本によりしを以て亦此の誤を襲へるを後に至りて心付きぬ依りて本書を附録として正誤表に代ふ頭書せるは舊板本の丁數にして下に（ ）を付したるもの本集の頁數なり）

卷一

四丁ノオ　あしをも　をヲほト改ムベシ
 十五丁ノ　まらう人　人ヲとト改ムベシ
 ウ十二丁ノ　よせてこそ　こそヲしもト改ムベシ
 （四千二百二十一頁上段四行）
 （四千二百三十一頁上段十二行）
 （四千二百二十四頁下段十一行）

卷二

八丁ノウ十一行ヨリ古今集に白かねにて云々　させのり云々

（四千二百四十六頁上段一行ヨリ六行ニイタル）

古今集に白かねにて杖を作りたるよしあるにのみよりてもはら白かねをもて作り或は竹の形に葉をそへても作り又鳩を横木のかはりにやがてそれをにぎりてつくやうにつくる事もあれど皆時にとりたるすさびにてさせるのり云々

古今集ヨリさせるのりマデノ文如此改ムベシ

卷三

十四丁ノ　かの人作ひてし　かの人々つくりト改ムベシ　（四千二百六十七頁下段三行）
 十九丁ノ　かたらに　らヲゲニ改ムベシ　（四千二百七十一頁下段二行）
 六行　同ウノ　（同頁同段十五行）
 五行　思はへわき　ヘヲ・エト改ムベシ
 二十五丁ノ　さわる　わノ下たヲ補ソベシ　（四千二百七十五頁下段十四行但コハ改メオキツ）
 三十六丁ノ　はじめなる　はしたてなるト改ムベシ　（四千二百八十四頁下段三行）
 六行　同十一行　人かも　人ヲともしきト改ムベシ眞蹟にキトアルハズノ草ナリ　（同頁同段八行）

卷四

九丁ノ　たまちはふ　ほヲはト改ムベシ　（四千二百九十頁下段十一行）
 十二丁ノ　をらび　をヲおト改ムベシ　（四千二百九十二頁下段九行）
 十四丁ノ　おほと　ほヲふト改ムベシ　（四千二百九十四頁上段一行）
 二十二行　二十四丁　ゑにし　ゑヲえト改ムベシ　（四千三百一頁上段六行）
 二十七丁　ノウ三行　とふき　とヲたト改メふノ下とヲ補フベシ　（四千三百一頁下段十八行）
 三十三丁　ウ二行　おそれみ　おそれみ　かしこみかしこみト改ムベシ　（四千三百七頁上段十行）
 二十九行　三十四丁　ウ二行　おそれみ　おそれみ　かしこみかしこみト改ムベシ　（四千三百七頁上段十行）
 三十六丁　同三行　おそれみ　おそれみ　かしこみかしこみト改ムベシ　（四千三百八頁下段四行）
 同六丁　同二行　恐み　おそれみ　おそれヲかしこト改ムベシ　（同頁同段八行）
 同二行　直好　直ヲ貞ト改ムベシ　（同頁同段十六行）
 同三行　恐み　おそれみ　おそれヲかしこト改ムベシ　（同頁同段十八行）

同五行 恐み。おそれみ おそれヲかしこト改ムベシ (同二十行)
 三十七丁ノ恐み。おそれみ おそれヲかしこト改ムベシ (四千三百九頁上段十一行)

三十八丁ノ恐み。おそれみ おそれヲかしこト改ムベシ (同下段十八行)

同四行 おそれみかしこみ おそれヲかしこト改ムベシ (四千三百十頁上段十三行)

同七行 つくりはた らひヲリト改ムベシ (同頁同段十七行)

四十六丁ノ ふるること るヲ一ツ削ルベシ (四千三百十一頁下段一行)

四十五行 かりはた りヲムト改ムベシ (四千三百十二頁上段十八行)

同五行 ふるること るヲ一ツ削ルベシ (四千三百十二頁上段十八行)

卷五

三十行 宇治物語 物語ヲ拾遺ト改ムベシ (四千三百十四頁下段十行)

同五行 せみまろとのみは。はノ上やヲ補フベシ (同頁同段十九行)

十一丁ノ とほり張 張ヲ帳ト改ムベシ (四千三百二十頁下段十四行)

十九行 とはざりける。るヲリト改ムベシ (四千三百二十六頁上段四行)

十八丁ノ ウ五丁ノ とはざりける。るヲリト改ムベシ (四千三百二十九頁下段九行但コモハ改メオキツ)

二十七丁ノ ねむたかり むヲフト改ムベシ (四千三百三十二頁上段七行)

二十八丁ノ 島がね カヲのト改ムベシ (四千三百三十二頁下段八行)

二十九丁ノ わたりににも に一ツヲ削ルベシ (四千三百三十五頁下段八行但コモハ改メオキツ)

三十丁ノ おばへぬ ハヲえト改ムベシ (四千三百三十五頁下段八行但コモハ改メオキツ)

文化五年六月校 賀茂翁家集 (自十六至十五卷)

右近刻 同拾遺一卷 織錦齋

賀茂翁家集板本正誤終

明治三十九年四月五日印刷 (賀茂真淵全集首卷)
 明治三十九年四月十二日發行

編輯者 國學院編輯部

校訂者 賀茂百樹

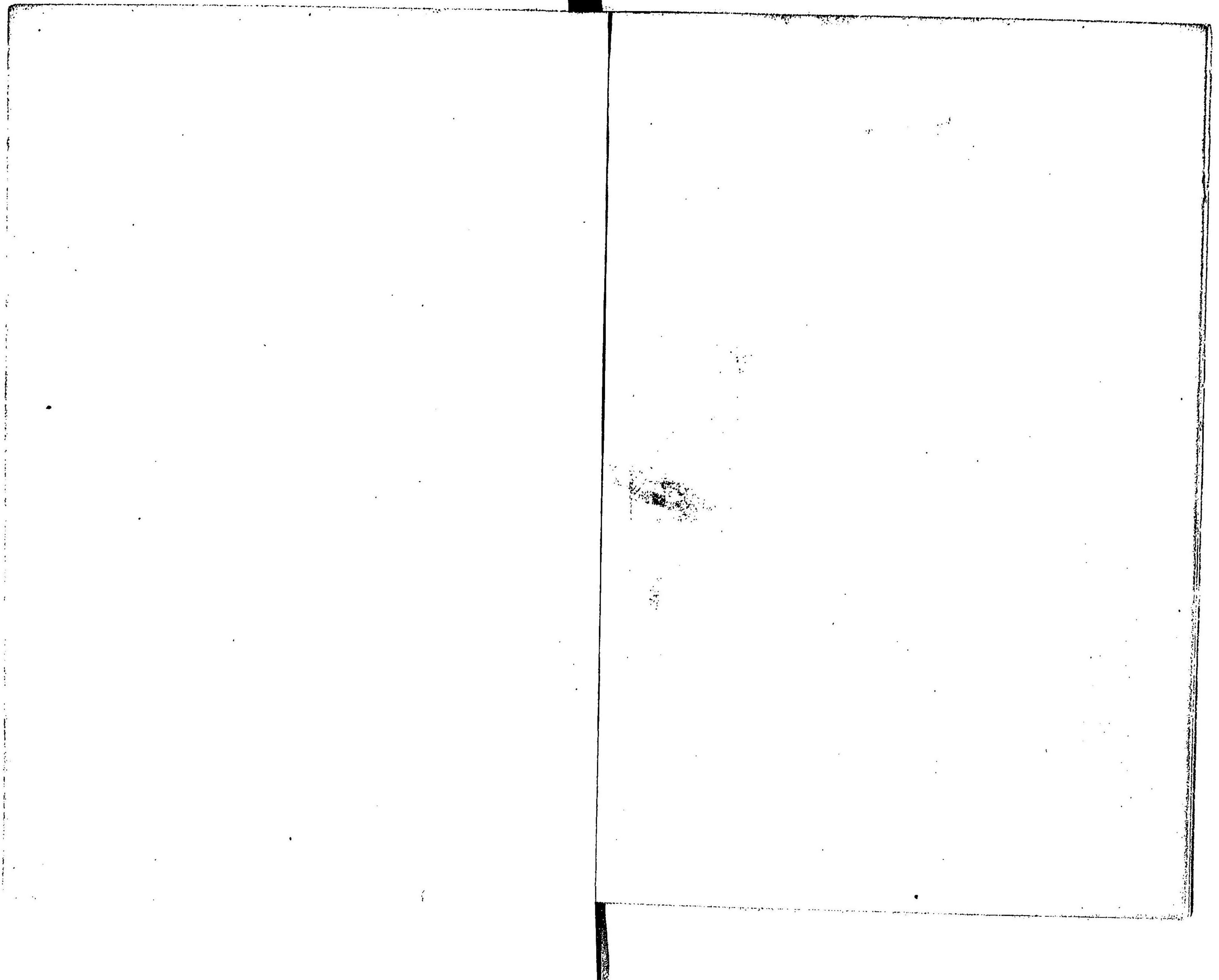
發行者 吉川半七

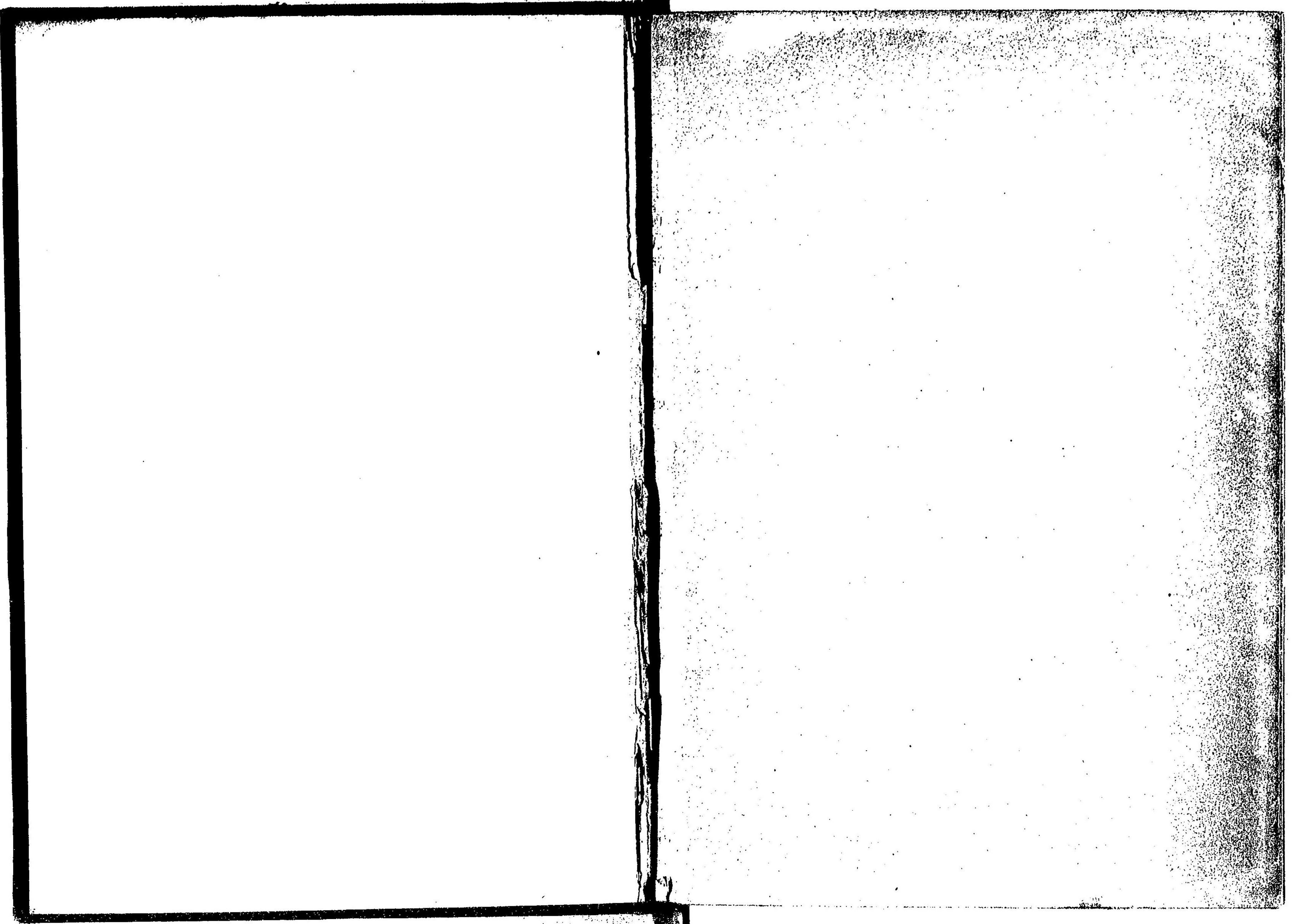
合資会社吉川弘文館代表者
東京市京橋區南傳馬町一丁目十二番地

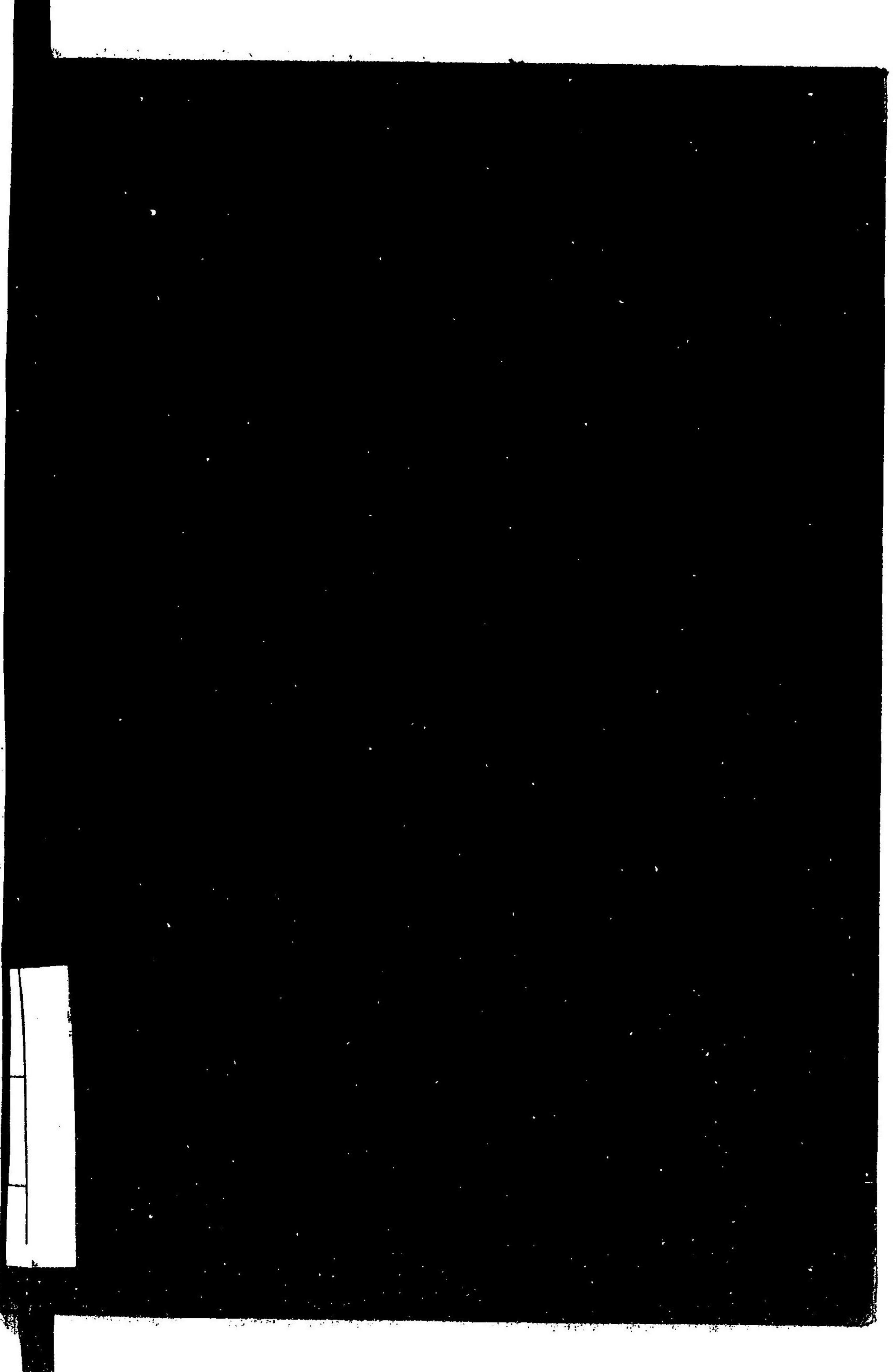
印 刷 者 本間季男

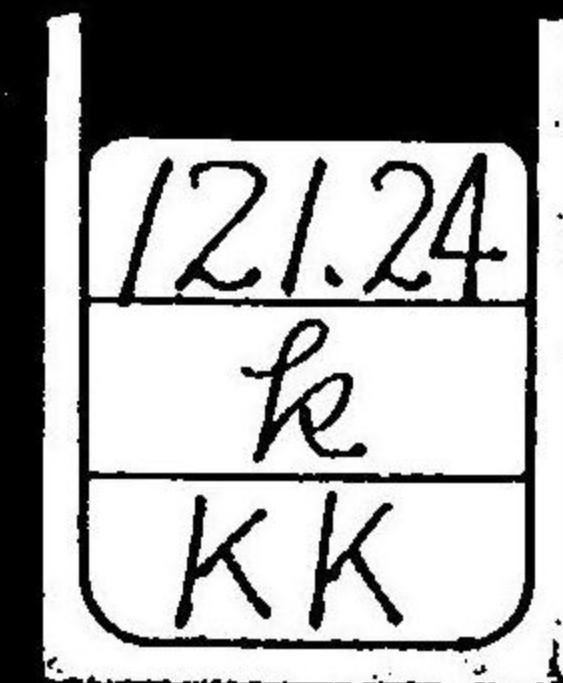
發行所 合資会社吉川弘文館

合資会社吉川弘文館
東京市京橋區南傳馬町一丁目十二番地









008923-001-5

121.24-k KK

賀茂真淵全集

国学院編輯部／編

M36-39

AAD-0021



